

平成25年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 4 日 )  
( 第 4 号 )



平成25年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 4 号

○平成25年3月4日（月曜日）

---

### 議事日程（第4号）

平成25年3月4日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔代表質問〕
- 第2 議案第1号から議案第74号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号から議案第74号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	村	林 聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文

37	番	前 野 和 美
38	番	水 谷 隆
39	番	日 沖 正 信
40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
49	番	山 本 教 和
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
(52	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書 記 (議事課副課長)	中 山 恵 里 子
書 記 (議事課主査)	中 村 晃 康

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	藤 本 和 弘
農林水産部長	梶 田 郁 郎
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	岡 本 道 和
地域連携部スポーツ推進局長	山 口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小 林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員	丹 保 健 一
教 育 長	真 伏 秀 樹
公安委員会委員長	田 中 彩 子
警 察 本 部 長	高 須 一 弘

代表監査委員  
監査委員事務局長

植田 十志夫  
長谷川 智雄

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

飯田 俊司  
速水 恒夫

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶一

労働委員会事務局長

小林 正夫

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（山本教和） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第37号、議案第38号、議案第56号及び議案第57号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、2月27日を提出期限としてまいりました請願はございませんでした。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

次に、監査報告2件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

人委第 191 号

平成25年 2月27日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成25年 2月27日付け三議第202号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第37号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第38号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

議案第56号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第57号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案

別 紙 1

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事  
委員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が昨年10月2日に行った職員の給与に関する勧告に鑑み、号給の切替えに伴う経過措置及び宿日直手当の規定を整備するものであり、適当と認めます。



別 紙 2

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、本委員会が昨年10月2日に行った職員の給与に関する勧告等に鑑み、号給の切替えに伴う経過措置の規定等を整備するものであり、適当と認めます。

別 紙 3

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案は、国家公務員の退職手当制度の改正等に鑑み、退職手当の額の引下げを行うものであり、適当と認めます。

---

代 表 質 問

○議長（山本教和） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。44番 中村進一議員。

〔44番 中村進一議員登壇・拍手〕

○44番（中村進一） おはようございます。新政みえ、伊勢市選出の中村進一でございます。会派を代表いたしまして質問をいたします。

昨年12月、政権が民主党から自公政権にかわり、安倍内閣が誕生いたし

ました。私がこの政権交代で大きな変化を感じていることを申し上げたいと思います。

一つは、毎日のように新聞や経済誌に活字として出てきておりますアベノミクスがどうなるかでございます。

安倍総理は、3本の矢、つまり、大胆な金融緩和、そして機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を示し、日本経済の復活を目指しています。現実には市場は反応し、今年になってから円安と株の上昇が続いています。しかし、まだ新しい企業が生まれてきているわけではありません。まだ働く人の賃金が上がっているわけでもなく、企業の雇用が増えているというわけでもございません。それでも、輸出産業は大きな黒字に転換しつつありますし、また、輸入産業は少しずつ厳しくなっております。既に、灯油やガソリンの値上げ、輸入品の値上げが始まっております。長い閉塞感から抜け出したいとする国民の経済対策への期待が短期的にこのような現象として出ているわけですが、長期的にはどうなのか、エコノミストたちの間でも意見が分かれているところでございます。雇用が創出されず、賃金も上がらず、物価だけが上がる状況にならないことを祈りたいと思っております。

もう一つ心配なのは、参議院選挙までは封印し、オブラートに包んで慎重運転でいくはずだった、憲法を変えて軍国化へ歩み出そうとする動きでございます。これは、アベノミクスが何となく認知されてきたとして、タカ派姿勢をむき出しにしてきているように私には見えます。

具体的に最近の流れを申し上げたいと思います。

安倍総理は2月28日の所信表明演説で憲法改正に触れました。3月1日には航空自衛隊の次期戦闘機F35への日本製の部品を供給すると決めたこと。これは武器輸出三原則に触れますが、それを例外にしようという動きであります。日本でつくられた武器が紛争に参画する、そういう心配が出てきておるわけであります。

さらには、訪米したとき、オバマ大統領との首脳会談で、歴代首相としては初めて集団自衛権の行使容認の検討を始めた、との報道があります。今ま

でも何度か日本が戦争に巻き込まれる危険性はありましたが、日本が集団的自衛権を禁止していることで戦闘にかかわることはありませんでした。戦後日本は、平和憲法のもと、紛争を避ける、紛争に加担しないという姿勢を守り続けてきました。しかし、政権交代で、大変速いスピードで今までの平和政策がなし崩しになるおそれが出てきております。

今日は、一地方の議員として気になること、そして、私自身が今まで発言してきたこと、新政みえとして県外調査などで把握してきた課題につきまして、通告に従い、知事に、また、現場を預かる関係部局長に質問・提案し、議論をしてみたいと思います。

まずは、平和の問題であります。今こそ地方から平和政策をとさせていただきます。

政府は、先ほど申し上げましたように、戦後の平和政策を大きくねじ曲げようとしております。ここで、もし、メディア、そして教育、地方自治体までもがそのまま政府の動きに乗っかってしまいますと、まさに戦前の雰囲気ができ上がってしまうように思っております。私は、警鐘の思いを込めまして、今日はここに立たせていただいております。

新政みえは、2月4日から6日まで、沖縄の平和学習、地域資源を生かした農業と加工品づくり、そして、全国屈指の研修病院・沖縄県立中部病院で医師確保など、幅広い調査を行ってまいりました。これから一般質問に我が会派の多くの議員が登場し、これらの課題に触れていくかもしれませんので、私からは、そのうち平和の問題について取り上げさせていただきます。

私たちは、まず、糸数アブチラガマという沖縄本島南部にあります自然洞窟へ行きました。ここは、沖縄戦で病院として使われた洞窟の跡でございます。沖縄戦とは、太平洋戦争末期の1945年3月下旬から6月末まで約90日間、沖縄に米軍が上陸し、双方で20万人が亡くなった激しい戦闘のことです。ここは、あのひめゆり部隊と呼ばれました女学生が、亡くなっていく多くの負傷兵を看病し、天国へ見送った場所でもありました。戦時中の生活用品や洞窟がそのまま残されており、二度とこんな時代に戻してはならないと、私

たちに訴え続けているように思いました。案内してくださった方は、修学旅行などで訪れた子どもたちに、こんな事実があったことを懸命に訴えさせていただいているということでした。

しかし、宜野湾市の嘉数公園にあります高台からアメリカ軍の基地になっております普天間飛行場を見ると、市街地のど真ん中に米軍基地があり、（パネルを示す）そこにはオスプレイが配備されているのを見ることができました。この写真でいいますと、この上のほうのところですね。まち、学校、病院とかいろいろあるんですが、そのど真ん中に、ここにオスプレイがたくさん配備をされておりました。この公園は沖縄戦での激戦地でありまして、戦時中使われたトーチカが残されており、戦争の悲惨さを訴えております。沖縄が今なお緊張した状況にあることを強く感じました。

1月28日には、沖縄の県、県議会、市町村、市町村議会、商工連合会、婦人連合会、労働団体などオール沖縄で、政府に対しましてオスプレイ配備反対の建白書を提出して、銀座をデモ行進したと、後で沖縄の方から聞かせていただきました。沖縄は本土を守るための捨て石にさせられたとの思いが強く残っております。しかし、そのデモ行進をしている人たちに対して、売国奴という心ない声があったと聞きました。政府の一連の動きが影響していると思っております。これ以上、国民の心を病ませない、病んでしまわないようにしてほしいと思います。そして、私たちももっと沖縄の皆さんの気持ちを理解しなければとの思いを強くいたしました。

さて、私たちの三重県はどうでしょうか。1945年の空襲で、四日市市、桑名市、津市、伊勢市の中心部が焼き尽されました。四日市市では800人以上の方が亡くなりました。桑名市は400人、宇治山田市は100人近い人、津市は何と2500人の方が空襲で亡くなっています。先般、貴重な資料を収集したり、学校で戦争体験をお話ししておられる山口さんという方が写真を持って議会へ来てくれました。その資料によりますと、2006年11月、この県庁の近くの津公園で、束になった、津市を焼き尽した焼夷弾の一部が出てきたそうです。焼夷弾は68年前、津市一円にばらまかれ、多くの家屋を焼き尽くしました。

それがそのまま出てきたわけであります。(パネルを示す) 連絡があつてその場に行って、山口さんが撮った写真でございます。36発がそのまま出てきて、それを自衛隊の人がこうやってばらしたそうです。しかし、ばらした途端に幾つか火を噴いたということでございます。

戦後68年を迎え、戦争や空襲の恐ろしさを知っている人は少なくなりました。終戦時20歳の人は今もう88歳です。戦争の悲惨さと平和を守ることの大切さが大変な勢いで風化をしております。しかし、人の記憶はなくなっても、こうした当時のものは戦争の記憶をしっかりと伝えてくれております。私も、8年前の戦後60年の節目に、いせ9条の会の皆さんの協力で紙芝居をつくって、若い人たちに伝えようと上演活動をしております。紙芝居をつくったとき、まさかこんなことにならないだろうと心配してきたことが起こり始めましたので、再度、今日は紙芝居をパワーポイントにしたものを持ってまいりましたので、ちょっと出させていただきます。今日、傍聴に来ていただいております坂本照子さんという方の空襲体験に基づいてつくったものでございます。

(パネルを示す) 題は、「二度と戦争しません」、こういう題でございます。

(パネルを示す) 演説をしておりますのは憲政の神様と言われました尾崎弴堂さんです。尾崎弴堂さんは、当時の宇治山田市から国政に出ていました。戦時中、軍縮など世界平和を訴えたために、国から選挙中に逮捕されたり、大変な目に遭いました。それでも世界平和という自分の主張は変えませんでした。彼が、戦争が終わり新しい憲法ができたときに、戦争放棄は新憲法の花である、戦争放棄は新憲法の花である、こんなすてきな言葉を残しております。

戦争末期、(パネルを示す) 若い人たちが自ら希望したり、あるいは国の命令で次々と戦地へ送られていきました。そのとき、若者たちは大きな声で行ってまいります、そういう挨拶だったそうであります。(パネルを示す) しかし、その多くは骨となって、あるいは骨もなく帰ってまいりました。こ

れは、空襲で逃げまどう姿を、まだ生きておりますが、私の母から聞いて描いたものであります。

(パネルを示す) 多くは骨となって帰ってきたわけでありませけれども、伊勢市出身の詩人、竹内浩三さん、あるいは、巨人の沢村栄治さんもこの戦争で亡くなって、こういった形で帰ってきていると思います。

(パネルを示す) 昭和20年7月28日未明、津市を爆撃したアメリカのB29が宇治山田市に多くの焼夷弾を落とし、(パネルを示す) 8月6日には広島市に、そして8月9日には長崎市に原子爆弾が投下されました。一瞬で、広島市では14万人、長崎市は7万4000の方が亡くなり、その後も原爆症でたくさんの方が今なお苦しんでおります。

(パネルを示す) 8月15日に300万人もの尊い命を奪った戦争も終わりました。夫、父、兄弟、子どもを戦争で失った遺族の苦しい戦後が始まりました。

(パネルを示す) そこで、日本は二度と戦争をしないようにということで、平和憲法をつくりました。(パネルを示す) しかし、戦後68年たちますと、人々はある恐ろしい戦争のことを忘れ始めました。二度と戦争をしないと決心したことも忘れ始めました。尾崎弴堂さんの言った新憲法の花、戦争放棄は一体どうなってしまうのでしょうか。

しかし、(パネルを示す) そんなに簡単に憲法を変えることはできません。憲法96条で、国会議員の3分の2の賛成がなければならないと決まっているからです。たとえ国会議員の3分の2が賛成したとしても、国民の半数以上が賛成しないと簡単には変えられない仕組みになっているのです。

21世紀の日本は、世界の人々と手を取り合って、戦争のない世界をつくっていかねばなりません。(パネルを示す) そして、何よりももっとアジアの国々と仲よくする方向で努力をしなければならない、そのように思います。

(パネルを示す) 子や孫のためにも戦争体験を風化させてはいけません。

そういうストーリーになっているわけでありませけれども、しかし、今の政府は本気で、憲法を変えやすいようにと、まず96条の改正を考え始めております。

私は、戦争というのは右も左もないと思います。68年前は全ての日本人が戦争に巻き込まれて、父であり子であり、家族の誰か、親戚、友人、誰かが戦争にかかわらざるを得なかった。だからこそ、もう戦争はしないと新憲法ができたのです。まさに国民の総意でありました。しかし、本当に風化は怖いと思うこのごろです。

私は、国がそんなになっても地方は踏ん張ってほしい、踏ん張るべきだと思っています。終戦記念日の8月15日にお生まれになりました鈴木英敬知事が平和政策で声を上げていただければ、平和を愛する人たちにとって、また、未来ある子どもや孫にとって何よりの励みになると思います。

そんな思いから、あんまり難しいことは言いません。できることを言いますので答弁をいただきたいと思います。

まずは、新県立博物館の平和展示活用であります。

私は、平成22年6月16日、一般質問でこの問題について触れさせていただきました。答弁は、新県立博物館では子どもたちに、戦争を風化させないこと、平和の尊さについて考える機会、世界の平和へ目を向けさせていくきっかけを提供していくために、今後関係団体、関係部局等々と連携した企画展示や博物館講座、ワークショップなどの開催を検討していきたい。これは、当時生活・文化部長でありました山口部長にお答えをいただいているところでございます。

しかし、（現物を示す）先般からこの博物館のチラシ、パンフレットを見せていただいていますけれども、平和の「平」もありません。どういう理念を持っておられるのか、その点も含めましてお聞かせいただきたいと思いますし、また、知事におかれましてはぜひ、平和に対する思い、前も聞かせていただきましたが、いま一度、やはり国がどうなっても地域が、地方自治体対向こうの地方政府、そして民間対民間の友好、日中友好をしっかりと、また、台湾もそうです、進めていくことが大事かと思われませんが、その点についての御所見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中村議員より御質問をいただきました2点のうち、地方からの友好交流につきまして、特に日中友好という観点から、私の考えを述べさせていただきます。

本県は中国河南省との間で友好提携を締結しており、政府代表団の相互派遣のほか、教育・文化・技術などの各分野にわたって交流事業を行っております。また、友好提携25周年を迎えた一昨年8月には、河南省を訪問し、新たに具体的な交流の取組を生み出すべく観光協定を締結し、以後、河南省との観光交流にも重点的に取り組んできたところであります。さらに、小・中学生による卓球交流など日中間の相互交流に熱心に取り組んでいる三重県日本中国友好協会などの民間団体とも協力しながら中国との友好交流を図っているところであります。

そうした中、昨年9月以降、日中関係が冷え込んだ影響により、観光交流については、中国から日本向けの団体旅行がほとんど実施されておらず、今年度に実施予定であった河南省での三重県観光展についても、現時点において実施の見込みが立っていません。

一方、同年10月から河南省産業公害防止技術移転研修の研修生3名を公益財団法人国際環境技術移転センター、ICEETに受け入れるなど、環境分野においては河南省との交流事業が特に支障なく実施されているところであります。

また一方で、上海との関係では、先日も昇龍道プロジェクトの関係で上海の旅行会社や駐日総領事館の方々と交流しましたが、やはり顔を合わせれば信頼も感じられるし、和気あいあいとした雰囲気の中で具体的な旅行商品の話なども出ました。国の政府間ではいろいろあっても、こういう地道な交流を地域において民間とともに積み重ねていくことがとても重要であると改めて感じたところであります。

また、県内の動きとしまして、昨年11月に松阪市が、兵庫県明石市や神奈川県相模原市、秋田県由利本荘市の3市とともに中国無錫市から招待を受け、無錫市国際友好都市交流会に参加しました。さらに、今月16日から四日市市



長が、中国天津市で開催される四日市商工会議所主催の四日市フェアに合わせ訪中する予定です。

日中間の交流は、地方公共団体やNPO法人等民間も含めトータルで取り組むべきものであると考えており、引き続き県内市町や民間団体と協力して取り組んでまいります。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 新博物館での平和展示について御質問をいただきました。

新県立博物館でも、平和の尊さについて考える機会、あるいは世界の平和へ目を向けていくきっかけを提供していくことは非常に重要な課題であると認識をしております。

新県立博物館の展示は、常設展示に当たります基本展示、それと、企画展などを行います企画展示の二つの展示で構成しているところでございます。

まず基本展示室、これは800平米なんですけれども、三重の特色を伝えるコンパクトな展示としておりまして、それとは別に、複数のテーマによる大小様々な企画展を行います企画展示室、これを1000平米と、できるだけ広く確保いたしまして、本県の持つ多様で豊かな自然、あるいは歴史、文化を伝えることとしております。

このため、新県立博物館の基本展示におきましては、三重の特色ある自然、それと交流の歴史に焦点を当てた内容としておりまして、他県の博物館の常設展示にありますような、古代から現代へと時代を追った通史的な展示は行わないこととしております。

したがって、基本展示の中では平和といった観点から常設的な展示は行わないと考えておりますけれども、企画展での展示、あるいは博物館講座、ワークショップ、こういった取組の中で広く県民の皆さんに平和の大切さについて発信をしていきたいと考えておりまして、その時期、方法については今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 御答弁をいただきましたが、知事の答弁、聞かせていただきました。伊勢の地元でも、中国との交流ということで、交流というより企業、そちらを拠点に仕事をしてみえる社長さんお二方に会ってきたんですけども、それぞれに、中央政府がやっていることは全く関係ない、影響は出ていない、全然違うんだというようなこともおっしゃってみました。確かにいろんな影響があるかわかりませんが、やはり、先ほど知事がおっしゃったように、民間レベルでがしとしたものを持っておれば、そんなに簡単に崩れていくものではないと私も思っておりますので、引き続きお願いしたいと思っております。

それから、博物館の関係、今まで本当に何回か、博物館ができる前から御提言申し上げておりました。スペースの関係で厳しいのであれば、今お話を聞かせていただきましたように、きちっと未来ある子どもたちに、三重県にとって大変大きな、災害も大きいですが、災害を超える大変大きなことがあったわけですから、そのことを風化させてしまうということ自体が心配なのでこういう質問をさせていただいておりますのでぜひこれからしっかりと企画展示等をやっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、健康福祉部がウェブサイトで三重県戦争資料館というのをくっていただいております。これは、遺族会の皆さんが、本当に戦後、自分たちが親を失って、ずっと厳しい時代を生きてきて、ほかにもうこれ以上遺族をつくりたくない、という思いでつくったんですね。ぜひ県として、そういったウェブサイトと博物館との連携というものをきちっとしていただきたいと思います。

戦争になってしまえば、観光も福祉もみんな飛んでいってしまいます。政府が憲法を変えてまで戦争が起こる確率を増やしていくということに対して、私自身はやはりそのお手伝いはしたくない、そのように思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

最後に、知事、平和への思いを一言、思いがあればお願いしたいと思いません。

○知事（鈴木英敬） 先ほど議員からも御紹介いただきましたように、私、8月15日生まれということで、自分の誕生日に毎年、戦争の悲惨さ、そういう報道などに接して、そういう思いを持ってこれまでも生きてきたわけであります。知事にならせていただいてからも8月15日には、2回これまでであったわけですが、戦没者記念式典に参列させていただいて、東京で両陛下とともに戦没者の皆さんのみたまに誠をささげると、そういう思いでやってまいりました。したがって、そういう思いを、いろんな博物館のこと、ネットの博物館との連携、そういう具体的などころでしっかりあらわしていきたいと思えます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。新年度予算についてでございます。

アベノミクス、後ほど中森議員もきちっと議論をしていただくということでございますけれども、これは始まったばかりで、今見えておりますのは企業向けの減税の強化だとか、公共事業の復活、あるいは生活保護費の削減、地方交付税の削減、あるいは特定業界への利益誘導の雰囲気、そんなものが私は見えておるんですが、こういった動きに対しまして様々な評価があります。先ほど申し上げましたが、生活と雇用の安定につながっていくのかな、所得は本当に向上するのか、あるいは、円安で原油高、穀物価格の高騰が始まりますが、物価高はどこまで行くのかな、あるいは、公共投資は一時的に景気を下支えしますけれども、あくまでもカンフル剤にすぎないのではないかな、そんな声も聞こえております。

賃金が上がらないでインフレだけであれば大変なことになると思っておりますが、私は、これは大きなかけであると思えます。思いきり景気がよくなるように期待もしたいと思っておりますが、まだまだわからない。そんな状

況の中で今回、27日の2月議会で、国の予算を積極的に活用して平成24年度の2月補正と一体化した14カ月予算を知事は私たちに示していただきました。

知事が初めての所信表明で、日本の現状は、平成22年の国勢調査で人口が1億2805万6000人で、増加率が最低だった、三重県も初めて増から減に転じたということを受け、少子・高齢化対策の重要性を訴えておられました。また、非正規雇用が増えている現状、そして医療体制の整備など、県民の生活に直結する多くの重要課題がある中で、特に注力して取り組む3事業を別枠として挙げられました。

「三重県のブランド力アップ～三重の魅力を大きく発信する～」、「地域を守る～防災・減災対策の推進～」、そして、「子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～」ということでございます。これらを選んだ理由と、そして予算の特徴についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、もう1点、今回の予算は公共事業を中心に大きく伸びてきております。しかし、安心・安全の美名のもとに無駄な公共投資がなし崩し的に行われれば経済効率は低下し、財政赤字が積み上がってしまいます。知事は今まで、今後一層厳しさを増す本県の財政状況を踏まえ、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤の確立が必要だと、そのように言ってくれてきました。今回、24年度補正も含めて財政が膨らむことで、子や孫など将来世代に負担を先送りすることにつながらないのか、公債費残高を抑えていけるのか、その辺の考え方をお示しいただきたいと思います。

それから、もう1点、私は今回の予算編成の国の動きに大変疑問を持っております。地方交付税を使って給与削減を誘導する手法というのは、分権自治の理念に反するだけでなく、使途の制限がない一般財源としての性格を持つ地方交付税制度に反する暴挙と言わざるを得ません。地方交付税法違反であり、憲法92条に規定します地方自治の本旨にもとるものであります。さらには、一括交付金など、地方がある程度自由に使える裁量のある制度が廃止されました。このままだと地方分権が大きく後退して、中央集権化が強まるのが心配であります。地方自治体である三重県のリーダーであります知事

として強い抗議の姿勢をあらわすべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。あわせて、まだ全体像が見えないアベノミクスですが、一体三重県財政にどのような影響を与えるのかもあわせてお伺いをしておきます。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、御質問をいただきました点に沿って順次答弁させていただきます。

まずは、「三重県のブランド力アップ」、「地域を守る」、「子どもを守る」の三つの課題をポイントに選んだ思いということではありますが、まず、平成25年度は、20年に1度の神宮式年遷宮という好機を迎え、三重の魅力が大きく発信していく絶好のチャンスであります。時期を逸することなく三重の魅力を発信し、三重県の存在感を高めると、そういう思いから「三重県のブランド力アップ」を第1のポイントに掲げました。

次に、東日本大震災や紀伊半島大水害を踏まえた地震・津波、風水害などの自然災害への対策や、笹子トンネル事故でも明らかになった公共土木施設の老朽化対策は、人命にかかわる重要事項であり、喫緊の課題です。このため、県民の皆さんの安全・安心を確保するべく防災・減災対策を強力に推進し、「地域を守る」ことを第2のポイントに掲げました。

それから、三つ目ではありますが、人の命に重い軽いはないけれども、特に子どもは社会の宝であり、この世に生を受けてまだまだこれから明るい未来が待っている、にもかかわらずそれが理不尽に奪われるということがあっては決してなりません。本県で児童虐待により2名の子どもの尊い命が奪われるという、大変痛ましく悲しい事案が昨年発生し、県内外で、児童虐待やいじめなど、子どもにかかわる痛ましい事件が発生しています。さらに、体罰や通学路における交通事故などもクローズアップされています。そのため、こうした児童虐待やいじめなどから「子どもを守る」ことを第3のポイントに掲げました。

こういう三つのポイントを示させていただいたのは、まず、選択・集中プ

プログラムとか施策とか特定政策課題枠とか、いろいろあるけれども、県民の皆様から見て、全体として力点が置かれているのはどういう課題であり、どういうことを目指していくのかということになるべくわかりやすくお示したかったということ、それから、こういう力点をお示しさせていただくことで、いずれも行政だけで実現できるものではありませんので、県民力を挙げて一体となって同じ方向に向かって力を発揮していただきたい、一緒に一丸となって協力をしていただきたい、そういう県民の皆様へのメッセージも込めたところでございます。

続きまして、公共事業の関係で県債残高の減少などについての取組でございます。本県では、国の補正予算を受けまして、平成25年度当初予算を平成24年度2月補正予算と一体的に14カ月予算として編成し、緊急かつ集中的に取り組むべき防災対策等を積極的かつ切れ目なく実施していくことにしています。この14カ月予算においては、公共事業等を含む投資的経費を対前年度18.3%増とし、前年度より大幅に増額させています。

しかしながら、持続可能で健全な財政運営を行うという大局的な観点から、県債発行の抑制を図っております。このため、平成25年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高は、中期財政見通しでお示した残高を下回る見込みとなっております。

今後も、国の緊急経済対策をはじめ、真に必要な事業には的確に対応しつつも、将来世代に負担を先送りしないため、みえ県民力ビジョン等でお示した県債残高を減少させる目標の達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、地域自主戦略交付金の廃止や地方交付税削減など、地方分権の逆行に関する所見でございますけれども、国の平成25年度予算案においては、地域自主戦略交付金が廃止され、関係省庁の交付金などに移行されました。また、地方公務員給与については、これまでの地方の定員削減、独自給与削減等の取組にもかかわらず、地方公務員給与の削減を求めて、地方財政計画の中で給与関係経費が削減されたところであります。

地域自主戦略交付金につきましては、自治体においてもあり方も含め様々な意見があると承知しており、特に実務面の意見などを踏まえて運用面の課題があるとして各省庁の交付金に移行されたと認識しておりますが、今後の具体の制度設計にあつては、できる限り地方が使いやすいものとする必要があります。

また、給与関係経費の削減については、地方自治の本旨から考えれば不適切であり、これまでの地方の行政改革の取組が考慮されるべきものと考えます。

地方分権改革は、地方の意見を反映しつつ進めていくことが重要です。安倍総理は2月28日の施政方針演説において、魅力あふれる地域をつくるための鍵は地方分権改革にある、と発言されたところであります。国においては現時点でその具体策などが示されていない状況ですので、全体的な傾向や流れを判断するには少し早いかと思うところではありますが、これまでの流れを逆行させたりとめたりすることなく、今まで以上に地方の意見に耳を傾け、地方分権改革を進めるべきであると考えております。

特に、このたびの地方財政計画における給与関係経費の減額による地方交付税の削減は、繰り返しになりますけれども、地方自治の本旨から考えれば不適切なものと考えています。このため、国に対しては、今後は今回のような措置を行うことのないよう、全国知事会等を通じて強く求めていきます。しかしながら、国が地方に求めている防災・減災事業や地域経済の活性化についてはその必要性を十分認識しているところであり、また、現実に地方交付税が削減され、歳入が減少する以上、何らかの対応についてあらゆる方策を検討する必要があると考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 御答弁をいただきました。

まだ全体像が見えていない部分もあるかと思いますが、ただ、地方のリーダーという立場から、言うべきことはきちっと言い続けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、今回、私自身が気になる

ますのは、公債費率が非常に上がってきている。計画よりも抑えたという答弁をいただきましたけれども、これは、全国的に公共事業を随分、今まで考えられないぐらい伸ばしてきているという動きに対しまして、あくまでも本当に県民の命を守る、そういった部分に限るのであって、ここでこんなにかくさんのお金がついてきたということであれもこれもということを始めますと、従来国が方針を出して、地方がそれを受けてやって、後で大変なことになるという状況も心配をしているところでございますので、そういったところはきちっとやっていただきたいと思います、その辺の知事の見解だけ聞かせてください。

○知事（鈴木英敬） 先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたように、あれもこれもということではなく、真に必要な事業には的確に対応していく。やはり、県民の皆さんの中で不安に思っておられる道路の老朽化とか、いろんな部分があるかと思しますので、そういう真に必要な事業には的確に対応しつつも、持続可能な財政運営に努めていくということでございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） これからしっかりと財政運営、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、障がい者が安心して働けるようにということで質問させていただきたいと思ひます。

2月12日に新政みえでは、障がい者の就労施設の調査のために奈良県にお邪魔をいたしました。障がい者雇用の先進モデルで、県下の作業所の作品、商品を商店街の一角で販売して、カフェも経営するK I Z U N A c a f é と、それから、社会福祉法人青葉仁会というところが経営するアンテナショップ、カフェにお邪魔させていただきました。山川雇用経済部長もわざわざ奈良県まで来ていただきまして、障がい者雇用への熱い熱い思いを聞かせていただいたところでございます。山川部長、御苦勞さまでございました。

青葉仁会の榊原理事長はこんなことをおっしゃっていました。誰にとっても、やりたいことがあること、そして居場所があること、必要とされ認めら



れることこそが本当の意味で命を支えていると思っております。それは障がい者であっても変わらないはずが、現実的には社会的弱者には保障されていない。行くところがないから自分たちでつくろうというのが始まりだ。そして、実際障がい者の方たちに店へ入っていただいているいろんなことをしていく中で、障がい者の皆さん、収入は上がりました。自分で旅行へ行くようになりました。行動範囲が広がってきました。生き生きとし始めたそうです。そして、相乗効果で、店へ来たお客さんの中には、心を病んでいる方もいるんですが、そういった人たちが働いている姿を見て、生きる勇気を得た方もみえると、しみじみとおっしゃってくれました。

しかし、我が県の場合は、様々な事業所を、聞き取り調査しておりますけれども、小規模作業所の現実には本当に厳しい状況でございます。奈良県は様々な取組が実を結んで、障がい者の法定雇用率が全国第14位から3位に上がったそうです。三重県はいまだ45位。なかなか成果が出ておりません。

そこでお伺いしたいんですが、昨年の知事の所信の発言の中で、障がい者の就労支援のために共同受注窓口の取組を行うとともに、障がいのある方とない方が対等な立場で働く先進的な取組であります社会的事業所に対して支援をするほか、事業主が障がい者の雇用に特別配慮した子会社の設立を支援し、障がい者の雇用の促進と安定を図る、と述べております。どうも前段の二つは大変苦戦をしておると聞いておりますが、苦戦の思い、現状を述べていただきたい。

また、国のほうは4月から、障害者優先調達法、いわゆる障がい者のために様々な仕事をそういったところに出そうという法律が通ったわけでありまして、三重県として対応する準備ができていますのか。

そして、雇用経済部のほうでは、障がい者雇用推進監を、障がい者雇用の体制強化ということでつくっていただきました。この4月から始まるということですが、法定雇用率も今回法改正がありまして、民間では1.8%が2.0%、国・地方自治体では2.1%から2.3%、そして、都道府県等の教育委員会は2.0%から2.2%に引き上げられるんです。こういった国の動き

もありまして、この障がい者雇用推進監はどのような役割をするのか、理念も含めて教えていただきたいと思います。

私は、こういった取組を進めるためには、今まで健康福祉部がずっとやってきたんですけど、健康福祉部とやはり雇用経済部の連携がないとできないと思っております。障がい者の皆さんの働く環境をよくするためには、健康福祉部だけではなく、雇用経済部や農林水産部、あるいは他の部局との連携を一層強めていく必要があるのではないかと考えております。

ただ、長年、身を粉にして小規模事業者で障がい者のサポートをしてきた皆さんからは、福祉の世界はそんなに甘いものではないという声も聞いております。福祉部門の現場の声をしっかりと受けとめていただきたいと思います。

雇用経済部は今や、三重県を売り出すために幅広い事業者との連携も強くしておるところでございます。部として福祉部局との連携をどのように考えておられるのか、そのことも含めてお示しをいただきたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） それでは、私のほうからは、障がい者の方々への対応について3点お答えさせていただきます。

まず、共同受注窓口のこれまでの取組状況と今後の対応についてでございます。

一般就労が困難である障がい者の方々地域で経済的に自立して生活していくためには、福祉事業所における工賃水準を向上させることが重要であり、その支援策として平成23年9月に共同受注窓口を設置いたしました。今年度は、企業や各種団体、県、市町への発注促進活動、各種イベント等における製品の販売などを実施いたしました。

まず、発注促進活動としましては、パンフレットやホームページを活用して共同受注窓口の情報発信を行い、企業や各種団体への発注の働きかけや、県、市町における官公需の発注促進に努めました。

また、各種イベント等における製品の販売としましては、子育て応援わく

わくフェスタや、美し国おこし・三重成果発表・交流会への出展のほか、四日市ドームで開催されましたリーディング産業展みえ2013においては、発注者側の理解を得るため、製品の製作デモンストレーションや展示即売等も行ったところです。

これらの取組の結果、受注額は着実に増加し、共同受注窓口を通じた今年度の売上額は1000万円程度になると見込んでおります。

また、一方で、発注された業務に対し品質や納期の管理等が的確に行われるよう、受注者側の作業能力の把握などの取組も行いましたが、その結果、事業所により受注能力に差があることや商品力が弱くブラッシュアップが必要な製品が多いこと、また、官公需に対応できる品目数が少ないことなどの課題が明らかになってきました。このため、今後は共同受注窓口として受発注のノウハウを蓄積しながら発注者の求める製品のリストを作成するなど、ニーズに的確に対応できる体制を確保し、事業所が安定的、継続的に受注することができるよう取り組んでまいります。

また、県として工賃アップに意欲のある事業所に対し、経営コンサルタントを活用して製品のブランド化やラッピング等の技術的支援などを行うこととしており、これらの取組と共同受注窓口との連携も図っていききたいと考えております。

次に、2点目でございます。社会的事業所についてでございます。

一般就労が困難である障がい者の方の多くは福祉的就労についておりますが、この福祉的就労は、基本的には就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けるというもので、原則として利用者負担を伴う就労形態です。こうしたことから、雇用契約に基づいて最低賃金が保障され、障がいのある人もない人もともに働くことのできる新たな就労形態である社会的事業所の設置を支援するため、平成24年度に県独自の補助制度を創設したところです。

今年度は、こうした社会的事業所の意義について、市町、事業者など関係者に対して説明を行ってまいりましたが、全国的にも先例の少ない新たな取

組であることや国の補助がないことから、制度の継続性等に対する市町や事業者の不安などを払拭することができず、設置には至りませんでした。

このため、平成25年度は補助制度の予算化を見送りましたが、共生社会を目指す本県の障がい者施策の中で、ともに働くという理念を基礎とした社会的事業所の果たす役割は極めて有効なものと考えており、また、県内には、社会的事業所の趣旨に賛同し、取組に意欲を見せている事業者もあることから、市町など関係者と協議しながら、様々な視点から障がい者の就労のあり方について引き続き検討を行うとともに、あわせて国への提言も行っております。

次に、3点目、障害者優先調達推進法への取組でございます。

この法律では、各地方公共団体は毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるための方針を作成・公表することや、契約における入札参加資格等に障がい者の就業を促進するための措置を講じることなど、障がい者就労施設等からの受注機会の拡大を図るための措置を講じよう努める責務が規定されております。

この法律は本年4月1日から施行されますが、厚生労働省からは、去る2月25日に開催されました都道府県担当者会議において、各地方公共団体においては国の基本方針策定を待つことなく、それぞれの調達方針策定の準備を進められたい旨の説明があったところです。このため、現在本県では、来年度からの発注に反映できるよう、関係する福祉・雇用・入札制度関係部局を中心に調達方針策定に向けて協議を進めているところです。

なお、県のホームページなどで法律の目的や趣旨を広く県民の皆さんにPRするとともに、調達方針を策定次第、関係者の皆さんに周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 障がい者雇用推進監を設置し、障がい者雇用をどういふふうに進進していくのかということにお答えをさせていただきます。

障がい者雇用の推進につきましては、障がい者の求人開拓や実習、訓練の開拓をしているハローワーク、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター、県のような部署において、情報共有や協働した取組などが不足していると感じております。県としても連携の強化が大変重要なことだと思っております。

そこで、平成25年度は、関係機関との連携を強化するため、障がい者雇用推進監を新たに配置いたします。今後検討をいたしますアンテナショップ、カフェの創設に向け、関係機関だけでなく産業界や労働界とも連携することが重要であることから、障がい者雇用推進監を中心に産業界や労働界との連携を強化すれば、売れる商品の出口である販売先を拡大するだけでなく、障がい者の就職率の向上にもつながっていくものと考えております。

障がい者雇用推進監を中心に様々な機関との連携を強化することで、アンテナショップ、カフェの成功、ひいては障がい者雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

[44番 中村進一議員登壇]

○44番（中村進一） 御答弁いただきました。

山川部長にお伺いしたいんですが、様々なことをこれから始めるということでございます。今回この質問に当たって、あるいは当たる前から、それぞれの小規模事業所の方とか、あるいは相談されている方にお話を聞かせてもらいました。なかなか仕事を探してもないんだというところもあります。そこに通っている方々に合う仕事がないんだ。あるいは、年間を通じて安定した仕事が欲しいんだという声もあります。県はそういった小規模事業所にコンサルタントを入れてというんですが、そういう商売の運営のコンサルタントが入っても、障がいをお持ちの方がそんな能率が、うまく普通の企業みたいにいかないんです。様々な県からの、産業も含めてですけれども、事務量が非常に多くて、とても子どもたちを、あるいは通所者を指導する時間がとれないんです。共同受注窓口ができましたが、先ほども福祉のほうで

お話がありましたけれども、出口、ネットワーク、これはなかなかないので、ぜひお願いしたい。

実際に工賃のアップにつながっているかという点、それもあんまりつながっていない。あるいは、障がい者雇用は、五十数人の大きなところは雇用率としてはあるんですけども、小さなところ、本当に家庭的なところで家族経営をしているところがやっとなんかそういう障がい者の方を雇ってくれたけれども、そういったところに対する継続的な支援といったものはどうなのか、本当に山のように、現場は課題を持っています。

山川部長には、新しくそういう形で進められるのであれば、そういった福祉部門との連携、そして、福祉部門からは、もっともっとそういう事業所へ入っていただいて、山のようにあるいろんな課題をしっかりと吸収していただいて、そのことを雇用経済部のほうに伝える、そういったことが今は大事なかなというふうに思いますけれども、山川部長の連携についての考え方を聞かせてください。

**○雇用経済部長（山川 進）** やはり商品の授産品というものをブラッシュアップしていかないといけないと考えておまして、来年度は健康福祉部が所管をいたします共同受注窓口との連携が不可欠であると十分認識しております。共同してブラッシュアップに取り組んで、一般の商品にいかにか近づけていけるかということに重点を置きながら、私どもも来年度の検討会議には地域ブロックにも回って、そういった議論も深めていきたいと考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

**○44番（中村進一）** 共同受注窓口の話を見せてもらいましたけれども、立派なパンフレットをつくっているような商品が載っていますが、現実にはなかなかそのとおりにいかない。そのときにちょっとお話が出たんですが、共同受注窓口みえに仕事を発注し、社会貢献しませんかと、こういうアピールのボールペンがあるんですけども、（現物を示す）これ、7工程ぐらいでできるそうなんです。お金はそんなにもうからないんです。だけれども、何かあつ

たときに、行政でもこれを頼んでもらうとか、そんなに一定の期間でたくさんできるものではないので、こういったことも一例として広報していただくことも大事なかなと思います。障がい者の方々、お話を聞いておきますと、親も子どももだんだんだんだんお年も召してきて大変厳しい状況にあるという声もありますので、これこそ本当に、県庁を挙げて対応していただきますように申し上げていきたいと思います。

では、最後の質問に入ります。

御遷宮の好機にさらなる三重県の情報発信と、遷宮後の持続可能な観光戦略ということで申し上げたいと思います。

いよいよ第62回伊勢神宮の式年遷宮のクライマックスとなります遷御の儀の日程が、内宮は10月2日、外宮は10月5日と決まりました。地元であります伊勢地域は、おもてなしに向けましてさらに取組を進めているところでございます。

昨年6月、私から、一般質問の中で知事に、全国から200万人の観光客がいる札幌の雪まつりの場へお出かけいただいて、そして、大きな雪像もつくったのでパフォーマンスをお願いしましたら、2月4日のオープニングセレモニーに出させていただきました。（パネルを示す）これがそのときの雪像です。後ろのほうに伊勢神宮があって宇治橋があって、前のほうに白馬と巫女さんみたいな、そんな雰囲気ですね。そのときに地元の若い人たちもこういう形で、（パネルを示す）御遷宮でお白石持ちのときにする木遣を披露していただいたりと、大変たくさんの方々が寄っていただいたと聞いております。知事には、本当にありがとうございました。

私は当日出席できなかったんですけども、各報道機関の関心も非常に高かった、大好評であった、地元から持っていった物産も、飛ぶように売れたと聞いております。実は、この雪まつりの、知事が出ていただいた直後の3連休、2月8、9、10日ですが、伊勢神宮に3日間で20万人に近い参拝客があったそうです。神宮の若い神職との意見交換会へ私、出させてもらったんですが、雪まつり効果が非常にあったんだと、そういう声がありました。三

重を売りまくる営業戦略とか、実はそれ、全部三重なんですと、知事提案で三重観光を後押しする華々しい言葉を聞かせていただいておりますけれども、ぜひ地についた戦略としていただきたいと思うところでございます。

今年は地元も、今までの伊勢志摩キャンペーンを「せんぐう旅博」と名前を変えて、新しいイベントもすると聞いております。平成22年には参拝客が860万人あったんですね。それが平成23年にあの大地震で減りました。しかし、平成24年はまた800万人に戻りました。このままでいきますと、本年は、私は1000万人に行くと思っております。ということは、200万人増える可能性が高いんですね。この200万人をどうするのか、そういうことを意識した観光戦略をしていただきたいと思えます。

ある統計によりますと、伊勢神宮へ来て泊まりはどこかという、京都、大阪、そして名古屋が非常に多いというデータを伊勢市は持っているようでございます。それなら、志摩へ、東紀州へ、松阪へ、伊賀へ泊まってもらう戦略をきちっととっていきべきではないかなと思っております。来年は世界遺産10周年を迎える熊野古道との連携も含めまして、県内の魅力あるところとの連携を今こそやるべきだと思っております。

こういった課題について、知事の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御遷宮の好機を捉えての首都圏での情報発信や観光キャンペーンに関する取組についてでありますけど、まず雪まつり、大変盛り上がっていました。今回の雪まつりにおいて神宮のPRが成功したのも御遷宮対策事務局の皆さんとかの長年にわたる御努力のおかげだと思っています。私は今回行かせていただいただけでありますけれども、皆さんの御努力に本当に敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

その上で、首都圏での情報発信などについてであります。情報発信ということではいきますと特に首都圏においては様々な情報が氾濫してしまっていて、情報を発信するときには、受け取った方が三重県に足を運ぶ、三重県の物産



などを購入する、三重県にかかわる、こういうアクションを起こす確率を高めるためにどう情報発信したらいいか留意する点がありまして、私は五つ留意しているところがあります。顔が見える関係を通じて流れる信頼度の高い情報ルートや内容を活用するという、プロや専門家の活用により納得度の高い情報の発信をするということ、そもそもの認知度を上げるための情報量の増加ということ、ターゲットを絞ったマーケティングということ、旬、タイムリー、差別化された情報の提供ということが大切だと思います。具体的な取組は、これまでも少し御紹介させていただいた丸の内朝大学であるとか、この3月2日を最後に行いましたが、究極のお伊勢参り講座とか、あとは東京ミッドタウンでの取組、こういうものを今やらせていただいているところでもあります。いずれにしても、単に広く浅く情報発信をするだけでなく、めり張りをつけて、今申し上げたような点に留意して進めていきたいと考えております。

それから、先ほど議員のほうから、県内に宿泊していただいたり県内を周遊していただくというようなお話がありました。その関係で観光キャンペーンの取組を少し申し上げたいと思いますが、今回の観光キャンペーンでは、三重県の知名度向上、県内の周遊性、滞在性の向上、三重ファン、リピーターの拡大の三つを目指し、三重県の魅力発信や県内受け入れ体制の整備などを行い、観光入り込み客数の維持につなげていきたいと考えています。

認知度向上という観点では、そもそも旅行の選択肢として三重県を挙げていただけるように継続的な情報発信が必要であります。現在も各種メディアへのアプローチを行い、この1月から2月だけで旅番組や情報番組などテレビで取り上げられたものは、私たちが見つけられた範囲の中で45本ございます。また、正月早々複数の雑誌で特集などもされておりまして、昨年秋の特集が好評で売れ行き好調だった雑誌においてはこの4月に特別版を出すという話も出ております。先日開かれた観光審議会においても、20年前と比べても、首都圏も含めメディア等の関心も高まっている、という御意見をいただきましたので、これらを生かした情報発信を行っていききたいと思っております。

また、周遊性・滞在性ということについては、県内を周遊すればするほどグレードアップしていくスタンプラリー機能を持ったみえ旅パスポートや、各地域の旬の情報を発信するみえ旅案内所、パスポートの提示により地元ならではのサービスが受けられる観光施設や宿泊施設、飲食施設などのみえ旅おもてなし施設などにより、県内各地を楽しみながら周遊し、三重の本物の魅力を知っていただき、体感していただきます。

また、三重ファンやリピーターの拡大ということが重要であります。県内を大きく5地域に分けて、各市町、各観光協会などをメンバーとする地域部会を設置し、地域が主体となってその地域ならではのイベントや周遊ルートなどの情報発信を行います。こうした取組を通じて、県内挙げておもてなしの機運を醸成し、三重ファン、リピーターを拡大していきます。

いよいよこの4月からこういう具体的な取組を展開していくわけですが、議員からも御指摘があったように、名古屋や京都や大阪で泊まるんじゃないくて、三重県に泊まって三重県を周遊していただけるよう関係者と連携してしっかり取り組んでいきたいと思えます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 私が申し上げたかったのは、最後に知事がおっしゃったように、三重県へ泊まっていただく。御遷宮を、三重県を売り出すために使うと言うと変ですけれども、連携をしていただきたいということでございます。

最後の写真、（パネルを示す）これは雪まつりのときのフィナーレ、急遽決めて伊勢から取り寄せて飾ったようであります。大変好評であった。地元の人の思いというものもしっかり受けとめていただきたいと思います。

三重県が平和政策を本当に明快に示していただきまして、障がい者に優しい、安心できる県となって、そして、多くの方がすばらしい県だと何度も訪れる県になりますように、私どもも頑張りますけれども、知事に大きな期待を寄せさせていただきまして、終結させていただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 36番 中森博文議員。

〔36番 中森博文議員登壇・拍手〕

○36番（中森博文） おはようございます。自民みらい会派、名張市選出の中森博文でございます。

議長のお許しをいただき、自民みらい会派を代表させていただき、質問をいたします。代表質問は実は初めてでございます、どうかよろしく願いいたします。また、先ほどの中村議員の御質問と一部重なることをお許しいただきたいと存じます。

さて、ちょうど今から6年前の一般質問の冒頭で、私は、我が名張市に縁の深い、壬申の乱、天武天皇や斎王の逸話を紹介させていただきました。昨日、そのゆかりの名張市夏見廃寺で桃の植樹をいたしました。桃といえば節句、ひな祭りであります。元来ひな祭りは、みそぎはらいをして春を迎える行事だそうです。また、お内裏様とおひな様は天皇皇后両陛下をかたどって、その憧れの思いを表現されたと伺っているところであります。

ひな祭りといえば、我が会派のホープ、村林聡議員が、昨日めでたく結婚されました。この受けはちょっと一部しかわかりませんが、そこで、昨日の披露宴に寄せられました祝電の中から一つを御紹介させていただきたいと存じます。

村林聡様、かおり様、御結婚おめでとうございます。サラリーマン川柳より、「スマートフォン 妻と同じで 操れず」、「スマートフォン 妻と同じで 操れず」。手に手をとってスマートに充電しながら楽しい人生を送ってください。

某有志一同からでありました。

心からお祝いを申し上げますとともに、幸せな御家庭を築かれませうようお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、代表質問をさせていただきます。

昨年総選挙は自民党の圧勝に終わりましたが、大勝におごることなく、その責任の重大さを考え、第二次安倍政権は危機管理内閣とネーミングしました。

内政、また、対外政策、ともに前途多難な船出であります。とりわけ外交では、日米同盟の強化と、中国、韓国、ロシアとの関係改善、ASEAN、インド、オーストラリアとの連携強化など、危機的状況の外交を立て直さなくてはなりません。そして、デフレ・円高からの脱却を最優先に、経済成長へと危機的状況に陥った経済を取り戻さなければなりません。

そこで、ロケットスタートを目指すとした安倍政権の経済政策が動き出しました。

パネルをごらんください。（パネルを示す）

このパネルは、アベノミクスの3本の矢とお示しさせていただきました。安倍晋三総理が第二次内閣において掲げた一連の経済政策に対してつけられた通称であります。いわゆる「安倍」と「エコノミクス」を合わせた造語でございます。大胆な金融緩和と機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略というのがその柱です。安倍総理はそれを3本の矢に例え、それを1本に束ねつつ、前政権の緊縮、均衡の分配政策を成長と富の創出の好循環へと転換し、強い経済を取り戻すと宣言されました。

その第1弾となったのが、日銀に2%のインフレ目標の設定を求め、既に市場は即反応し、円安、株高に動き始めました。為替は1ドル93円ぐらい、日経平均株価は1万1000円を超えました。これまでのあの円高、株安は何だったのかという変わりようであります。

そして、1月11日には総額20兆円の緊急経済対策が打ち出されました。早期執行が可能な公共事業や市場拡大につながる施策を重視し、即効性が見込まれる復興・防災対策と銘打った総額5.5兆円の公共事業であります。こうした安倍総理の積極経済政策は、効果を期待しつつ、高く評価されるものと考えます。

さて、昨年末、三重県議会基本条例第14条2の規定に基づき、我が会派中嶋年規議員が文書による質問をいたしました。その内容は、安倍新内閣に対する知事の思いについての問いに対し、本年1月16日、次のように回答がされました。

知事は、いわゆるアベノミクスの3本の矢であります金融政策や財政政策、成長戦略を総動員し、経済再生に取り組まれることを期待され、地域経済の中心的な役割を担う中小企業に必要な資金が行き渡り中小企業が活性化するとともに、地域に雇用が生まれることが必要と述べられております。

そこで、その後様々な具体策が展開される中、改めてこのアベノミクス政策について、知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 村林議員、おめでとうございます。

まず、アベノミクスについての所見ということでございますが、安倍新内閣は経済再生を我が国にとっての最大かつ喫緊の課題に位置づけ、いわゆる3本の矢で経済再生に取り組むこととしています。新内閣発足後、直ちに全閣僚をメンバーとする日本経済再生本部を設置するとともに、経済財政諮問会議を再起動させ、まさしくロケットスタートをしたと認識しております。

新内閣発足以降、円安、株価の上昇が続き、また、2月28日の施政方針演説では日本を世界の成長センターにとの意気込みも述べられ、あわせて、同日に閣議決定された平成25年度の経済見通しでは十数年ぶりに、GDPデフレーター、これ、デフレかインフレかって、プラスになるとインフレでマイナスになるとデフレですが、そのGDPデフレーター、がプラスになることが示されており、経済再生への期待が膨らんでおります。

三重県としましても、中小企業の活性化、地域雇用の創出につながる民間投資を喚起する成長戦略に特に注視しているところであります。

一方で、地方においてはまだ、経済再生の実感の伴うものになっておりません。今回の経済再生においては、実感と数字の乖離や地方の置き去りということがあってはなりません。長引くデフレ・円高からの脱却、雇用や所得の拡大に向けて、スピード感と実行力を持って臨んでいただき、確実に実体経済の浮上につなげていただきたいと思いますし、私たちも国への働きかけをしっかりとやっていきたいと思っております。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。

安倍総理の3本の矢による鮮やかな政策転換は、かの昭和恐慌の際、それまでの井上準之助大蔵大臣のデフレ政策からまさに180度転換を試みた高橋是清大蔵大臣の果敢な政策決断の再来を感じるところでございます。

高橋是清は、これまでの財政緊縮を理由にしての公共工事停止を批判材料に、これらの工事をやめたために、第一に請負人が仕事を失う、また、従事する事務員、技術者、労働者及び工事の材料生産者、関係商人など全ては節約、そして購買力の減少となり、結果は不景気を招くに至ってしまうのでありますと述べられ、強い信念で昭和恐慌に対処されたと伺っています。デフレ脱却、日本経済再生へ、アベノミクスを迷いなく推進いただきたいものがあります。アベノミクスはまた明日、私どもの山本議員からの質問もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、このほど政府与党におきまして、新たな体制で経済再生に向けての議論が再開され、都道府県支部連合会ごとに地域経済再生本部を立ち上げ、国・県・市町議員こぞって地域経済の活性化策の議論が進められております。また、地域経済の活性化については、過日、私ども自民党県連、三重県議会自民みらい会派、そして鷹山会派連名で、知事に政策要望をさせていただいたところであります。その中から数点御紹介させていただき、知事の御所見を改めてお伺いさせていただきます。

まず一つに、雇用確保対策でございます。

遅れる自然災害からの復興、長引く円高、デフレや電力需給の逼迫などが経済の再生の大きな足かせとなっている中、有効求人倍率も0.85と低迷しております。県内の雇用情勢はいまだ厳しく、緊急雇用やふるさと雇用の諸施策で雇用確保に取り組んでいただいているものの、雇用環境全体はいまだ厳しい状況にあるため、さらなる雇用の確保対策を要望いたしました。

特に若者労働者層の雇用不安が続いております。新卒雇用も少なく、このままでは若者が将来に希望を持ってない社会に陥る不安があるため、若者の雇用対策や生活基盤の安定を引き続き積極的に行うよう要望させていただきます。

した。

また、本格的な高齢社会にあつては、高齢者自ら培った知識や経験などを生かし、元気に働くことによって医療、介護及び生活保護の財政負担を軽減するためにも、高齢者雇用の推進、シルバー人材センターへの支援による就業機会の確保や職域の拡大を図る必要があると考えます。

さらに、低迷する障がい者の雇用率の拡大も図らなければなりません。

そこで、日本経済再生に向けた緊急経済対策を踏まえ、若者の雇用機会の創出、定着に向けた取組や障がい者の雇用拡大について、知事の御所見をお伺いします。

次に、中小企業支援策についてであります。

県内の地域経済を支える県内中小企業への金融支援、下請取引の適正化、中小企業の人材育成、マッチング等の促進など、県内製造業等中小企業の支援をより積極的に行うよう要望しました。そこで、中小企業支援策に関し、中小企業振興条例（案）の策定について、知事の御所見をお伺いします。

第3に、公共投資の拡大策でございます。

近々発生が危惧されております南海トラフ巨大地震へのさらなる防災対策が求められています。堤防、橋梁、公共建築物をはじめ、民間住宅の耐震性確保は急務であり、早急に耐震改修工事や老朽改修を進めていく施策を要望しました。特に県市町から要望が強い河川堆積土砂の撤去などが当面の大きな課題となっています。

安倍内閣が掲げる日本経済再生に向けた緊急経済対策を踏まえ、三重県における公共事業にどのように取り組んでいくのか、その基本的な考え方について当局の御所見をお伺いします。

4番目には、必要な道路整備の推進策であります。

前政権による道路事業の大幅な見直しで、三重県においても、北勢バイパス、中勢バイパス、松阪多気バイパス、東海環状自動車道などの重要路線の整備は大きく遅滞しています。

そして、東紀州地域の活性化と命の道という観点から、また、いわゆる

ミッシングリンクの解消を図るという観点からも、紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の早期完成が求められています。

さらに、伊賀地域の振興に重要な国道368号の4車線化など、県内の遅れている地域の生活幹線道路整備もあわせて行う必要があると考えます。

本県においては、社会資本である道路整備が全国に比べ遅れているという現状から、必要な道路整備をどのように推進されるのか、当局の御所見をお伺いします。

5番目には、入札制度の更なる改善策についてであります。

地域の基幹産業であります建設業は、地域雇用の受け皿としての役割は大きく、災害時には早期の復旧工事など、なくてはならない存在であります。しかし、公共事業の縮減に伴い、地域の建設業はさらなる疲弊が懸念され、このままでは、倒産や廃業など、存続の危機を迎えています。

そこで、入札制度のさらなる改善について、県内業者へのより一層の優先発注、そして、分離発注や総合評価方式の改善にどのように取り組んでいくのか、御当局の御所見をお伺いします。

最後に、もうかる農林水産業の支援策であります。

以前は、もうかる農業、もうかる水産業ということでありましたけれども、本年、新年度からはもうかる林業も含まれております。追加されました。

食の自給率の向上や県産物の販路拡大、地産地消、農林水産業基盤の維持管理対策や後継者対策など、持続可能な経営の観点が必要と考えます。そこで、もうかる農林水産業の支援策にどのように取り組んでいくのか、当局の御所見をお伺いします。

以上、地域経済の活性化の観点から、1、三重県における雇用の確保、2、中小企業の支援策、3、公共投資の拡大策、4、必要な道路整備の推進、5、入札制度の更なる改善策、6、もうかる農林水産業の支援策に関する基本的な方針について、6項目、知事並びに関係部長の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは雇用、中小企業支援、それから公共投資



の基本的考え方、それからもうかる農林水産業の4点について答弁をさせていただきます。

まず、雇用でございます。

景気の先行きにつきましては次第に回復へ向かうことが期待されますが、県内の1月の有効求人倍率は0.88倍で、雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。また、地域の雇用を支えていた工場の再編等、厳しい雇用情勢に直面する地域も増加しており、こうした地域では安定的な雇用の受け皿を創造していくことが重要です。特に、他の年代に比べて失業率が高い若年者、求職者の半数以上が就職できない状況にある障がい者への支援は喫緊の課題と認識しています。

このような中、県では、みえ県民カビジョンにおいて、働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクトを選択・集中プログラムの一つとして位置づけ、高校生への支援、若年求職者等への支援を柱として、若者の未就職や不安定な就労状況の解決に取り組んでいるところであります。

平成25年度においては、特に地域の中小企業で働く若手の苦労話や夢を紹介した冊子の作成など、中小企業で働くことのやりがいや身近な自らの未来の姿に参考となる情報提供などについて検討していきます。

さらには、県が時代の変化に合わせた新しい働き方や働く場について検討するために設置した三重県雇用創造懇話会において、若年者の雇用については、現在提供しているサービスが若者のニーズに適合しているかの検証、安易な離職を防ぐための離職理由の調査とそれに応じた定着支援の拡充が提案されました。

また、障がい者の雇用については、社会全体として障がい者が就労するのが当たり前という機運の醸成が必要であり、そのための手段として、障がい者雇用の重要性を認識してもらう場をつくることが有効などの意見が出されました。

今後は、若年者については、三重労働局やハローワークと協力しながら離職理由の調査等を早急に実施し、今後開催される雇用創造懇話会の議論も踏

まえて、若年者の定着支援に取り組んでまいります。

障がい者については、専門家を交えた新たな会議を立ち上げ、障がい者が生き生き働く場、授産品を魅力ある商品に転換する場としてのアンテナショップ・カフェ創設に向け、運営方法や雇用を促進する新たな仕組みづくりについても協議していきます。

このような取組とあわせて、新たな雇用の創出を図っていくことが重要です。その意味では、昨年策定したみえ産業振興戦略の五つの戦略、すなわち、ものづくり戦略、サービス戦略、海外展開戦略、成長産業への攻めの取組、戦略的に企業誘致を推進し、さらなる投資促進に挑戦する取組を着実に進めるとともに、地域に根差したニュービジネスの創出、国の起業支援型雇用創造事業を活用した企業の新分野進出等を促進してまいります。

今後も、県内の雇用経済情勢の先行きが不透明な中、特に若年者や障がい者の雇用機会の創出に向けた取組を進め、地域雇用の維持・確保にしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、中小企業振興条例に関することをご紹介します。

中小企業は、この10年で大きく進展したグローバル化と新興国の台頭、継続するデフレと国内需要の減少など、多くの困難な状況に直面しています。こうした中においても、中小企業は地域の雇用や社会をしっかりと支え、地域経済に活力と厚みをもたらす重要な存在であり、小さいがゆえに意思決定がスピーディーであり、柔軟で機動的な活動が可能であるという強みを持っています。

しかしながら、多くの中小企業は、自己資本率が低く、地域金融機関等からの間接金融に依存しており、資金調達環境が厳しい、専門的な経営課題、相談ニーズにきめ細かく対応することができるような経営支援体制が弱い、新興国の追い上げや技術者の高齢化が進む中、技術力向上、後継者育成、取引構造の効率化、内需縮小の中での販路開拓が困難などの経営上の課題を抱えています。

このような認識を踏まえ、三重県では平成24年7月にみえ産業振興戦略を

策定し、商工団体、市町、産業支援センターなど関係機関と一体となって中小企業への支援を進めているところであります。

このような取組をさらに進め、みえ産業振興戦略を具現化していくためにも、三重県中小企業振興条例（仮称）を制定したいと考えており、今後、中小企業関係者や有識者などによる検討会議を設置するとともに、議会の御意見を伺い、関係機関との意見交換などを行いながら策定を進めていきます。

条例の具体的な内容につきましては、皆様の御意見を踏まえ、十分に議論を深めながら検討をしていきたいと考えていますが、県内経済を支える中小企業の振興を図るため、中小企業に対する金融支援や人材育成の支援など、中小企業が抱える経営上の課題に対して、経営規模や業種に配慮したきめ細かな支援策にもつながる内容をぜひとも盛り込む方向で検討を進めたいと考えております。

続いて、公共投資の基本的な考え方ではありますが、公共事業予算につきましては、平成25年度三重県経営方針（案）を踏まえて策定した公共事業予算編成方針において、みえ県民ビジョンの着実な推進、実施事業の重点化、コスト縮減と品質の確保、社会情勢の変化等への対応、既存施設の計画的な維持管理などを基本的な考え方として編成することとしました。

国においては、いわゆる15カ月予算の考え方で、平成24年度補正予算と平成25年度予算を組み合わせ、景気の下支えを行いつつ、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化を重点分野とし、切れ目のない経済対策を実行するためにあらゆる政策を総動員することとしています。

本県を取り巻く環境等を見ますと、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が危惧されるとともに、近年、異常気象に伴う風水害が多発していることから、こうした自然災害に備える基盤施設の整備をさらに進める必要があります。また、産業や暮らしなど地域を支える幹線道路、農林水産基盤等の整備が求められています。

加えて、笹子トンネルの天井板落下事故を契機とした基盤施設の老朽化への対応や通学路等の一層の安全確保に向けた対策が必要です。

こうしたことから、公共事業予算につきましては、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源で最大限の効果を生むことができるよう、国の緊急経済対策を積極的に活用して編成しました。

その結果、一般会計の公共事業予算は、平成24年度2月補正予算を含むベースで対前年度比116%と、緊急かつ集中的に取り組むべき防災・減災対策等を積極的かつ切れ目なく実施していくことができる予算としたところで

す。具体的には、紀伊半島大水害により被災した施設の一日も早い復旧に向けた取組、河川堆積土砂の撤去や、河川、砂防、治山、海岸、漁港等の整備及び耐震対策など、自然災害による被害を拡大させない取組、命と地域を支える幹線道路の整備、もうかる農林水産業に資する基盤の整備、公共土木施設、農林水産施設等の老朽化への対応、通学路の安全確保を図るための対策などを進めてまいります。

県といたしましては、国の緊急経済対策に的確に対応しつつ、地域のニーズや顕在化した課題に対し、事業を着実に執行することにより、県民の皆さんに成果を届けられるようにしてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、もうかる農林水産業の支援策についてお答えいたします。

県内の農林水産業は、担い手の不足や生産物価格の低迷、グローバル化の影響に加え、深刻な鳥獣被害など、依然として厳しい状況に置かれており、農林水産物の安定供給への支障や農林水産業の活力低下が危惧されています。

一方、急速な少子・高齢化やライフスタイルの変化に加え、食の安全・安心に対する強い関心などを背景に、消費者や食品事業者等のニーズが多様化しています。

このような厳しい環境に対応していくためには、農林水産業を支える生産基盤の確保と人づくり、消費者のニーズに応える新たな価値や市場の創出を通して収益力の高い農林水産業を展開し、これまでの、つくる、とる農林水産業から、もうかる農林水産業の実現を目指していくことが重要であります。

このため、国の緊急経済対策も的確に活用しながら、地域の特性を生かし

た産地づくりや用水のパイプライン化など、農林水産の生産体制や生産基盤の整備、経営感覚にすぐれた意欲ある経営体や新規事業者など、新たな担い手の確保・育成、みえフードイノベーション・プロジェクトによる、三重県農林水産業を牽引する売れる新商品の開発、首都圏営業拠点等の活用や全国百貨店における平成おかげ参りプロジェクトの展開、タイ王国や台湾における三重県物産展の開催、県産材や木質バイオマスの利用促進など、県産農林水産物の新たな販路の開拓などを重点的かつ積極的に進めることにより、もろかる農林水産業の実現につなげてまいります。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 私のほうからは道路整備と入札制度について答弁させていただきます。

道路は、県民の皆さんの暮らし、産業や観光など、地域を支える上で欠かせない社会インフラであるとともに、災害時の迅速な救助・救援や被災後の速やかな復旧・復興において重要な役割を担う基盤であり、幹線道路等の整備に取り組むことが強く求められていると認識しております。

このため、三重県では、みえ県民カビジョンの緊急課題解決プロジェクト、命と地域を支える道づくりプロジェクトに位置づけ、新名神高速道路や新たな命の道である紀勢自動車道、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスなどの幹線道路網の整備について重点的に取り組んでまいります。

また、県管理道路につきましては、大規模災害に備え、緊急輸送道路などの道路整備をさらに推進するとともに、地域の実情に即し、事業効果が早期に発現できるよう、例えば1.5車線整備や退避所設置など、利用者の立場に立った柔軟な整備手法による道路整備に取り組んでまいります。

続きまして、本県発注の公共工事の入札につきましては、政府間の協定により国外の企業が参入しやすくなるように定められたWTO対象である、予定価格が19億4000万円以上の大規模な工事や特殊な工事を除いて、原則、県内業者に発注しているところでございます。平成24年度上半期における県内発注率は、件数ベースで94%、金額ベースで95%となっている状況です。

また、専門工事における分離発注につきましては、施工上分離が困難なものを除き、分離発注を行っているところです。総合評価方式においても、県内業者及び地域業者に対し地域加点を行うほか、下請における県内業者の施工などを評価、加点しているところでございます。

今後とも、これらの取組を通じまして、県内業者の受注機会の確保をはじめ、県内建設産業の活性化に努めてまいることとしております。

以上でございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

質問させていただいた以上というんですか、幅広い御回答をいただきました。私が気になるところで中小企業の支援策でお触れがなかったのが、いわゆる法人関係諸税の見直しが議論されている中で、超過課税の用途について県内企業の意向を尊重していただきたいと、お願いしておきたいと思えます。

それから、公共投資の拡大策の観点で一つ気になるのは、環境とかエネルギー対策の観点から、例えばLED照明の導入なども公共投資に含めていただければと、これもお願いさせていただきます。

そして、入札制度で、結果、県内に発注していただきたいというのがまず一つです、県内に。そのためにどうかということと、適正な競争はもちろん必要なんですけれども、例えばA、Bで二つ出てきますと、例えば雪氷対策なんかは配慮していただいていますけれども、実際、雪氷対策は参加して抽せんで当たるか当たらないか、運がいいところがプラス、加点される。参加したにもかかわらず十分対応できなかったという、努力はあったけれども結果が伴わなかったということをもって点数が低いということが評価にされているのは非常にづらいという実態があるということも御理解をさせていただきながら、やはりもう少し工夫をしていただいて、地域の実情に合った発注形態も考慮していただければと、思うところであります。

いずれにしても、地域経済の活性化の意義は、地元雇用があり、利益が生まれ、所得が上がり、消費が増え、税収が伸びると。そして、福祉な

どの公共サービスが向上していくと。こういうことで幸福実感度が伸びるのではないかなと、思います。そのためにも人づくりは重要な政策であると思えます。

安倍政権は、党内に設置されました教育再生実行本部で、教育基本法の理念に基づく人間力と基礎学力の向上に努めるとの基本理念のもとに、道德教育の充実、高校での新教科目「公共」設置、土曜授業の実施や全国学力テストの継続などの方針を打ち出しました。また、平成の学制大改革と銘打って、学区制の見直しを構想し、学力と道徳力の向上を図るという明確な方向性を示す教育改革が示されております。

そして、文部科学省においては、道德の副教科書、心のノートの活用強化方針を伺っています。さらに、教育委員会制度の見直しやいじめ対策、体罰防止対策などの充実が示されております。

なお、安倍政権は教育再生と経済再生を両輪として位置づけられており、資源の少ない日本が世界と競争していくためには科学技術力の向上やイノベーションの促進が不可欠で、教育の再生が経済再生にあらわれると表明されております。

また、知事は第一次安倍内閣の際、教育再生会議官邸スタッフとしてかわっていただいたとお聞きしております。そして、さきの中嶋議員の文書質問に対しましても、今後、政府において教育改革が議論される際、あらゆる機会を通じて積極的に意見を述べていきたいとも答弁されています。

そこで、学力と道徳力の向上を図るという明確な方向性を示す教育改革について、知事の御所見をお伺いします。そして、心のノートの活用強化について、教育長の御所見をお伺いします。

次に、家庭政策でも、これまでの子育ての社会化を転換しました。第一義的に子どもは家庭で育てるという自助の精神を強調し、自助だけでは難しい御家庭は町内会など近所との連携でともに助け合う共助の必要性を指摘し、最後に、身体的・社会的障がいを抱えた人に対する行政などの公的機関による公助を挙げています。

さて、若い世代を中心に、仕事より家庭重視の傾向がございます。  
パネルをごらんください。

(パネルを示す) このパネルは、内閣府公表の男女共同参画社会に関する世論調査、昨年10月の調査であります。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという伝統的な家庭観を肯定的に捉える割合が、1992年の調査以来、初めて増加に転じました。特筆すべきは20代の独身世代で割合が高いこととございまして、3・11以降、忘れかけていた日本的価値、家族のきずなを大切にしようという兆しかもしれません。

私は平成22年6月の一般質問で、三世代同居は、子育て、家庭教育・医療、介護、コミュニティ、防災、CO<sub>2</sub>排出量など全ての政策に効果が期待できると提言させていただきました。当時の知事は、いろんなスタイルがあるから中森議員のおっしゃることもしかりと、こんな味気のない御回答をいただいていたんですけども、今回、自民党政権公約においては、社会の基礎単位である家族を大切にするという視点に立ち、家族のきずなを深め、家庭基盤の充実を図るとして、三世代同居・近居優遇を明記しました。

そこで、自助、共助、公助の精神を示す家庭政策について、知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事(鈴木英敬) それでは、私のほうから、安倍政権での教育改革に関する所見とその家庭政策の部分について2点答弁させていただきます。

まず、教育のところではありますが、安倍内閣では、教育再生は経済再生と並ぶ我が国の最重要課題と位置づけ、日本の将来を担っていく子どもたちの教育を再生することが不可欠であり、教育再生の最終的な目標は世界トップレベルの学力と規範意識を身につける機会を保障することととしてしています。

私も、次世代を担う子どもたちの育成は未来への大切な投資として重要なこととあり、教育は県政における重要課題の一つであると認識しております。中でも、学力の向上を図ることや規範意識を醸成することは大変重要であると考えております。学力向上につきましては、みえ県民力ビジョンにおいて



県民総参加で取り組む、未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトを選択・集中プログラムとして位置づけ、重点化を図っております。

平成25年度の三重県経営方針では、児童虐待やいじめへの対応として、子どもを守る取組を重要な政策課題の一つとして掲げているところです。児童虐待への的確な対応やいじめを許さない取組を進めることや、子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境をつくることは、生命の尊重、自己・他者への理解、規範意識の醸成といった道徳心の向上につながるものであると認識しています。

さらに、今後は、ひとり親家庭、生活保護世帯、児童養護施設の子どもたちが主体的に学び、自らの課題を乗り越える力を引き出す学習支援の事業にもしっかりと取り組んでいきます。

議員も触れていただきましたが、私自身も第一次安倍内閣において教育再生にかかわらせていただいた経験もあります。教育は、制度を変えるだけではまだ道半ばであり、学校現場はもとより、地域、家庭、全てが動き出さなければ、実際に子どもたちのために前に進むことはありません。安倍総理は今回、教育再生実行会議と、「実行」とつけたことにもそういう強い思い入れがあるのではないかと察します。その考えには私もとても共感するところがあります。

したがって、私自身も肝に銘じるとともに、全ての関係者にお願いしたいのは、評論家にならず当事者として、批判ではなく提案を、議論より行動をとることです。この思いは先日の学力向上県民運動の宣言にも盛り込んでいただいたところであります。

いずれにしましても、国の議論の方向性には一定賛同するものの、具体的にどう進めていくのかという国の動向を今後も注視しつつ、全ては子どもたちのためにということからぶれることなく、三重県においても、関係者の皆さんと手を携えて、思いを込めて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、家庭政策の関係ではありますが、味気ない答弁かどうかわかりませんが、様々な価値観がある中で家族の形について何か一つのものを押し

つけるということは適切ではないものの、家族が日常生活における一つの重要な単位であり、一人ひとりの人生に大きな影響を及ぼすこと、家族のきずなが希薄化しつつあり、その再生が急務であることについては私自身も強く感じているところであり、そのための取組をとという思いを込めて、昨年4月に実施した組織改正では、「子ども・家庭局」と、「家庭」を入れたところであります。

平成23年厚生労働白書によれば、三世代同居世帯は、1960年411万世帯あったものが2005年には300万世帯、一方、高齢単身世帯は、1960年では13万世帯でありましたけれども2005年387万世帯、2030年には717万世帯という状況になり、時代の変遷とともに様相が変わりつつあるというふうに認識しております。

三世代同居につきましては、内閣府が三世代同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設を、平成25年度税制改正要望を行っていること、鳥取県が一定規模を超える住宅について三世代以上同居の場合には不動産取得税等を軽減する策を独自に実施するなど、他自治体においても様々な取組が行われていること、昨年三重県で実施した県民意識調査では、幸福感について、世帯構成別では三世代世帯が6.82点と最高であり、次いで一世代世帯、二世帯世帯、単身世帯と続いているなどの状況も踏まえまして、三重県としての取組のあり方、幸福実感を高めていく、コミュニティーを維持していく、そういうあり方について研究が必要であると考えております。

いずれにしましても、現在、選択・集中プログラムにおける家族の絆再生と子育ての安心プロジェクトや家庭の日の取組などを行っておりますが、今後も現場のニーズなどをよく捉えて、これらの取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 私のほうからは、心のノートの活用促進について御答弁申し上げたいと思います。

子どもたちが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への思いやり、規

範意識などの人間性・社会性を育てていくために、道徳教育の充実が重要であると考えております。

文部科学省においては、道徳教育をより一層充実するため、公立小・中学校の全ての児童・生徒に心のノートを配付する方向で予算が計上されております。県教育委員会といたしましては、心のノートが全ての児童・生徒の手元にあることによって確かな活用が図られるものと考えており、今後各学校において、これまで以上に積極的な活用を進めていただきたいと考えております。

現在、県教育委員会におきましては、道徳教育の一層の充実を図るため、三重県心のノートの作成を進めているところでございます。この教材は、文部科学省作成の心のノートの全ての教材に加えまして、郷土教育とも関連づけた学習とするため、県作成の郷土学習教材「三重の文化」から郷土の文化や産業の発展に貢献した人物等に関する題材をあわせた内容として作成をいたしております。

去る2月26日に出されました教育再生実行会議におけます第一次提言の中におきましても、道徳教育の教材として、具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根差す題材などを重視する、という方向も示されておるところでございます。こうしたことから、道徳教育と郷土教育を一体的に展開することについては大変重要なことであると考えており、また大変有効なことであると思っております。

今後、文部科学省の作成します心のノートを第1部といたしまして、本県独自の題材のものを第2部とする三重県心のノートの活用を通じまして、三重県の郷土教育との関連も持たせながら、道徳教育を推進していきたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、これらの教材の積極的な活用を図るため、各市町教育委員会の担当者で構成をいたします道徳教育推進会議などにおきまして実践交流を深め、各教科の学習内容との関連など、多様な場面での活用を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） それぞれ丁寧に御答弁いただきました。

家庭政策のほうですけれども、私は核家族は否定するものでもないんですけれども、核家族のほうが保育料が安いとか、同居していると介護保険が使われないとか、そういうのに相矛盾する家族がいるという実態があるんです。世帯を分けたほうがより税制上も有利になったり、保育料が安くなったり、サービスも受けられる、同居することによってサービスが低減されると、これが問題なんです。ここをやはりしっかりと政策としてやっていかないと、家庭で医療をしたり、最後はみとるとということが方針で出されておるわけですから、家庭を重視した施策にシフトしないと、在宅介護もみとりもできないんです。これをちょっと申し上げておきたいと思います。

それから、心のノート、ありがとうございます。せっかくの取組、伺いましたが、うちの会派も相当心のノートについては質問させていただいてますけれども、そもそも心のノートの基本というのは、わざわざ授業ですということも大事ですが、全ての教科、全教科の活動、全教育活動、日常生活で使うことを前提としたものでなくてはいけないと、こう思うんです、心のノートというのは。取り出して、そこで授業をするというだけではいけない。ふだんの授業やふだんのホームルーム活動やふだんの教育活動でいつでもどこでも使えと、これが本来の心のノートを使う方法であり、価値があるんです。その点、教育長、触れなかったので、いかがですか。

○教育長（真伏秀樹） 先ほどの郷土教育との話もさせていただいたのは、心のノートの活用をやっぱりよりいろんな面で使っていただこうという思いもあって、郷土のいろんな歴史を学ぶとか、人物を学ぶ、地域社会を学ぶという中でも、あわせて教材としても使えるような形でのより幅広い活用ができるようなことも考えたものですから、第1部、第2部という格好ですけれども、あわせた形でやろうかなというところでございます。

あわせて、今回、各教科ともしっかり関連づける中でやろうということで、

その辺もしっかり考えていきたいなと思っております。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） よろしく申し上げます。

心のノートが、その成果、いつ見るかですね、成果を。卒業時にはその心のノートが宝物として、子どもたちが宝物としていつまでも、卒業後もいつでも見ることができると、そのようなものにしていただきたい。その成果は毎年の成人式の決意表明にあらわれたりするんです。

今年の名張市の成人式の挨拶で、私は次のように述べたんです。申し上げます。

私の生まれた年は1953年です。今から60年前です。私の成人式は40年前です。あなたたちの生まれた年は20年前です。実はそれ全部、式年御遷宮の年なんです！そして、今年はその記念すべき意義深い御遷宮の年なんです。あなたたち、県民として、日本人として、御遷宮に恥じない社会人になっていただきたい。

このようなことを申し上げて、ほとんど聞いていただけなくて残念ですが、今ようやく聞いていただいて、本意をわかっていただきありがたいと思います。そこで次につながるんですが、式年御遷宮と古事記、日本書紀の記紀発信についてお伺いさせていただきます。

我が国は、2月11日を建国記念日と定めて、国民の祝日に関する法律はこの日の意義を、「建国をしのび、国を愛する心を養う。」と記しています。日本書紀が記すには、初代天皇である神武天皇即位の日に由来しています。今から約2000年前、第11代垂仁天皇が皇室の御祖神とされる天照大神をお祭りする皇大神宮を建立されました。そして、7世紀、壬申の乱後、40代天武天皇が式年遷宮を定め、第41代持統天皇が第1回式年遷宮をされたと聞いております。その後1300年にわたり、国内事情もありましたけれども、おおむね20年おきに、今回は125代今上天皇での第62回目の御遷宮となるわけでございます。

また、去る1月27日、東京銀座ブロッサムで首都圏記紀シンポジウムが開

催され、古事記、日本書紀にゆかりのある本県をはじめ、奈良、和歌山、島根、宮崎各県知事が一堂に会し、県知事サミットが行われました。

記紀が語る神話には、日本民族や日本文明、日本人のアイデンティティーが、長い歴史を経て今日なお生き続け、式年遷宮はまさにその象徴ではないかと私は考えます。そこで、式年遷宮と記紀に関する歴史・文化を観光につなげる発信策について、知事の御所見をお伺いします。

次に、東京日本橋に開設する首都圏営業拠点についてであります。

式年遷宮の好機を生かした積極的な情報発信と誘客を刺激するとともに、三重の魅力を知っていただくため、東京日本橋に開設する首都圏営業本部において情報発信されると聞いています。観光産業の強化並びに物産振興を推進するために、官民を挙げての取組が求められると考えます。先月現場にも御一緒いただきました奥野英介議員からも、明日御質問されると伺っております。よろしくお願いします。東京日本橋に開設する首都圏営業拠点について、知事の発信策をお伺いします。

次に、日台観光サミットについてであります。

台湾と友好交流の観点から、日台友好三重県議会議員連盟は、青木謙順会長のもと、50名の全議員で構成されるに至り、全国的にも秀でる連盟と評価されておりまして、また、本県でも様々な日台友好交流に関する取組が進められております。中でも、昨年花蓮での日台観光サミットでは本年三重県での開催が決定され、その準備も進められております。先日の、台湾でのランタン祭りには知事や議員のメンバーも参加し、海女と忍者のPRをしていただきました。また、6日から開かれる台湾での三重県物産展で、我が赤目四十八滝名産のへこきまんじゅうの実演販売など、三重県の物産PRをしていただくとお聞きしております。

このサミットを契機に、日本と台湾との観光交流人口目標200万人をもちろんクリアしていただいて、かつ、県内各地への入り込み客数の増加を期待するものであります。そこで、本年開催されます日台観光サミットの三重県開催の実施内容など、知事の御所見をお伺いします。

最後に、ニューツーリズムについてであります。

平成33年開催予定の三重国体に臨み、アスリートの育成や施設の整備拡充など、スポーツ振興に向けた取組が進められようとしております。去る2月4日、国土交通省観光庁スポーツ観光室より、スポーツツーリズムについての研修をさせていただきました。詳しくは述べませんが、新たな観光立国戦略として、観光旅行分野の取組の一つと伺っております。

また、平成19年にはエコツーリズム推進法が制定されまして、環境省では、里地里山の埼玉県飯能市、サンゴ保全の沖縄県渡嘉敷村、谷川岳の群馬県みなかみ町の3団体が推進法認定団体に登録されています。

我が三重県でも、名張市エコツーリズム推進協議会において、赤目溪谷・香落溪の室生・赤目・青山国定公園と青蓮寺湖周辺の赤目一志峡県立自然公園の約740ヘクタールについて、推進法で定めるエコツーリズム全体構想を昨年12月にまとめ、名張市へ提出されました。現在、市が申請準備を進めております。

地域の特性を生かし、かつ、多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供する必要があると考えます。そこで、スポーツツーリズム、エコツーリズムなどのニューツーリズムの推進について、知事の御所見をお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、私のほうから4点答弁をさせていただきます。

まずは、式年遷宮と記紀、古事記、日本書紀、連携して発信ということでございます。先ほど議員も触れていただき当日もお越しいただきました1月27日に東京銀座で開催された首都圏記紀シンポジウムは、私のほか、奈良県、和歌山県、島根県及び宮崎県の各知事が出席し、首都圏在住者を中心に古代史に関心を持つ約600名の方々が参加されました。

連携のきっかけは、昨年8月、私がふるさと知事ネットワークの会合のために島根県を訪れた際、同県の溝口知事と対談をしたことでもあります。伊勢神宮で20年に1度の式年遷宮、また、出雲大社では60年に1度の式年遷宮が行われることから、両県で連携して観光PRを進めようということになりました。

た。具体的な取組として、遷宮や古事記をテーマにした旅行雑誌の共同企画、首都圏でのシンポジウム等における共同PRなどを行ってきました。

また、12月には奈良県の荒井知事にも呼びかけ、古事記、日本書紀という共通テーマを持つ島根県、奈良県、三重県の3県でより広く事業連携を進めていくこととしました。さらに、3県の博物館の連携にも取り組むこととしています。

今後、夏に開設される東京日本橋の首都圏営業拠点において、既に日本橋にある奈良県や島根県のアンテナショップ等と連携し、遷宮や古事記、日本書紀をテーマにした講座を開設するなど、さらなる連携を図り、全国に向けて本県の魅力を発信してまいります。この記紀の取組は、本年にかかわらず、古事記の1300年であった2012年から日本書紀の1300年である2020年まで、長期にわたり連携を続けていきたいと考えております。

続きまして、首都圏営業拠点に関する部分でございますけれども、首都圏営業拠点を核とした営業展開については、これまで首都圏で築いてきたネットワークを活用・拡大し、目的・ターゲットを明確にしつつ、首都圏全体での面的な情報発信、集客力の高いエリアでの情報発信、コアな三重ファンの拡大、応援店舗・応援企業のネットワーク拡大、県内生産者と首都圏流通事業者との商談会、県内中小企業と首都圏企業とのマッチング等による販路拡大の展開方向を考えているところであります。このような展開により、市町や関係団体とも連携しながら、県内への誘客や県産品の販路拡大に向けた打って出る営業活動を行い、三重の魅力の総合的、効果的な情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、B to Cの取組として、営業拠点開設に向けた情報発信については、日本橋地域のまちづくり団体等から、春の日本橋まつりや日本橋桜まつりにおいて、忍者や海女などのパフォーマンスを披露してほしいとの要請をいただいております。こうした場を活用した情報発信を行います。また首都圏での集客力の高いショッピングモールを起点に、首都圏の20店舗程度で三重の物産展や観光展を開催できる準備を進めており、三重の食や観光など、三



重の魅力を首都圏一円で強力に発信してまいります。なお、こうした商業施設において販路拡大ができるよう、県内においてマッチング商談会も開催することとしています。さらに、島根県、奈良県との3県連携による記念イベントやフェアの開催に向けた準備を進めているところであります。

日本橋エリアの商業施設や飲食店等と連携した四季折々の魅力を発信する三重フェアの開催に向けては、例えばYU I T O（ユイト）やCOREDO（コレド）室町など、首都圏営業拠点に近接する商業施設等とフェア開催に向けての協議を進めています。

三重ゆかりの企業からは、日本橋のまちにふさわしいキャンドルイベントや女性をターゲットにした体験講座の開催等の提案をいただいております、ジョイントした取組を検討しています。

三重ファンを獲得する効果的な講座やセミナー等については、私自身が三重の魅力を語るセミナーや首都圏のクリエイターなどが三重の魅力を語り合うサロンの開催に向け、これまでの首都圏で開催してきたセミナーや丸の内朝大学を通じて形成してきたネットワークなどを生かし、開催に向けての調整を進めているところです。

また、BtoBの取組としては、県内産地等へのシェフやバイヤー等の招聘、首都圏のシェフと三重県の生産者とをつなぐ食材フェアの開催に向けては、日本橋周辺の三重ゆかりの企業からは、県内の産地に実際に出向いて三重の食材を生かした加工品の開発などに取り組んでいただいたり、県産食材の首都圏への販路拡大を支援してもよいという提案をいただいております。

先日も、日本橋料理飲食業組合の代表者の方々に県内の産地や生産者を訪問していただきましたが、こうした取組を契機に、日本橋周辺の飲食店等とタイアップした県産食材メニューの共同開発につなげていきたいと考えております。

さらに、首都圏営業拠点が入居するビルのオーナーである株式会社千疋屋総本店においては、既に県産蜂蜜を使った商品の開発、販売を行っていただいております。

このように、これまでの営業活動の成果が具体的に芽生えつつあることから、三重ゆかりの店舗や企業等との連携など、様々な人々との交流や感動との出会い、新しいアイデアの創出につながる営業活動を総合的に進め、強力で情報発信することで、県内への観光誘客や県産品の販路拡大にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、日台観光サミットの関係でございます。

5月31日に志摩市で開催する2013日台観光サミット in 三重につきましては、サミット開催までの期間を台湾との交流・連携の重点強化期間と位置づけ、観光、産業、物産に関する取組を集中的に実施しており、これらの相乗効果により、総合的な三重県の売り込みに取り組んでいます。

先般の台湾ランタンフェスティバルでは、私も参加して日本の自治体から初めてランタンを出展し、台湾での三重県の認知度向上と台湾交通部観光局をはじめとする台湾観光関係者との関係強化を図りました。台湾観光局の謝局長からは、1人でも多くの観光事業者を連れて日台観光サミットに参加したいという強い意気込みが示されました。

このサミットにおいては、日台双方の旅行会社、航空会社、観光業界団体のトップや、来賓として日本の観光庁や台湾交通部観光局の幹部など政府関係者等が参加し、日台観光の現況報告と今後の相互交流の拡大方策について意見が交わされます。参加者は合わせて約200名と、これまでの日本での開催では最大規模となる見込みです。

日程的には、5月30日に伊勢神宮を視察していただいた後、歓迎晩さん会を開催します。5月31日午前には2013日台観光サミット in 三重が開催され、午後からは鳥羽市内を、翌6月1日には、先日高雄市にそのノウハウとサーキットコースが活用された世界初の施設ができることで台湾内で注目されている鈴鹿サーキットをはじめ、伊賀、桑名、菟野など、県内各地の観光地視察を行っていただきます。

これらを通じて、伊勢志摩地域の美しい自然や松阪牛やイセエビなどの食、海女や忍者、真珠、温泉など、三重県の特徴ある観光資源を強力にアピール

していきます。

今後、サミットの主催者である日本観光振興協会、日本旅行業協会、台湾観光協会と調整を行い、台湾の観光関係者の皆さんが三重県の魅力を体感し、記憶に残るサミットを開催したいと考えております。

サミット開催後も、サミットを台湾と三重県との交流の新たなスタートとして、これらの取組により構築した台湾政府関係者や観光関係者とのネットワークを生かし、継続して三重県への誘客に取り組んでまいります。台湾と三重県の相互に有益となるような、一過性に終わらない仕組みづくりについても取り組んでいきたいと考えております。

続いて、ニューツーリズムでございます。

県内ではこれまで、マラソンや自転車、モータースポーツを活用したスポーツツーリズムや、海、離島、山をフィールドとしたエコツーリズム、コンビナートの工場夜景を海から眺める夜景クルーズなど、スポーツ、環境、産業等と観光を組み合わせた取組が行われています。

エコツーリズムでは、3月1日に環境省が推進している第8回エコツーリズム大賞において、熊野市の紀南ツアーデザインセンターが大賞を、名張市のNPO法人赤目四十八滝渓谷保勝会が特別賞を受賞するなど、県内の取組が高く評価されています。

また、県としても、映画、ドラマのロケ地、小説の舞台を紹介するガイドブックを作成するとともに、本年9月にはジャパン・フィルムコミッションの総会を伊勢市の賓日館に誘致するなど、ロケ地観光に取り組んでいます。

こうした地域の様々な取組は、平成25年4月から3年間実施する三重県観光キャンペーンの中で地域の強みとして情報発信するとともに、商品化につなげ、魅力的なニューツーリズムを提供してまいりたいと考えております。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） 御丁寧な御回答をありがとうございます。

時間が押し迫っていますので、せっかくこれ、つくったのがございました。ちょっとパネルをごらんください。（パネルを示す）

五十鈴の流れ 澄むところ  
歴史に著（し）るき 筆のあと  
つづる真珠の 志摩晴れて  
伊賀に熊野に 風かおる  
ああ三重県は 観光の  
世界を結ぶ ふるさとよ

これは、山口部長に本来はお答えしていただきたいんですけども通告していませんので、これは県のシンボルでございまして、2番の歌でございまして。県民歌2番でございまして、意外と1番は歌われるんですけど2番がなかなかいい歌詞がありますので御紹介させていただき、観光の表現がされているということでございます。

都道府県歌は、各地域の放送局で歌っていますね。三重県はちょっと歌っていないので、三重テレビにも、よろしく願いいたします。

三重テレビといえば、知事が名誉会長で三重テレビ、観光連盟、商工会議所などが進めています「ROUTE42」。これ、映画化されまして、三重県中のロケーションをしています。これ、早速、封切りに先駆けて3月9日土曜日、伊賀の蕉門ホールで上映されるんです。またこれ、見ていただけたらと思いますので、券を私、持っていますので御用意いたしますが、見てください。

それから、あと一つ、フェイスブックで見たんですけど、海女さんアイテムとか忍者アイテム、観光地の再建・強化事業といっているいろいろやっています。いろんな取組が観光に進められておりますので、これからも、忍者、海女とかいろんなツールを通じて、よろしくお願いを申し上げたいなと思うところでございます。

あと1週間で東日本大震災から2年がたとうとしているんです。三重県も3月11日には追悼式を講堂でされると伺っております。被災地の復興が進められていますけれども、まだまだ道半ばということで、本当の日本の復興が語られなければならないかなと、このように思わせていただくとところでござ

います。

予定の時間も参りましたので、最後に一句、ちょっと御披露させていただいて終了させていただきたいんですが、あらかじめ申し上げておきますけれども、踏切事故防止対策ではございません。ちょっと誤解してはいけませんので。

一句。

三重生まれ、「聞き」視て通れ、ご遷宮

三重泊まれ、「記紀」観て通れ、ご遷宮

三重県への誘客・宿泊客を増やすという意味で申し上げました。よろしく御遷宮の成功を御祈念申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後 0 時 23 分休憩

---

午後 1 時 30 分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○副議長（舟橋裕幸） 日程第 2、議案第 1 号から議案第 74 号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。3 番 藤根正典議員。

〔3 番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○3番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。

熊野市・南牟婁郡選出、新政みえの藤根正典です。議長のお許しをいただきましたので、議案第3号、平成25年度三重県一般会計予算について質疑をさせていただきます。

施策番号でいいますと313、林業の振興と森林づくり、その中の森林整備加速化・林業再生基金事業と造林事業について質疑をさせていただきます。

来年度当初予算におきまして、森林整備加速化・林業再生基金事業は、国の2月補正予算を基金積み立てしたものと合わせまして44億2398万8000円となっています。これは、今年度当初予算の9億5705万4000円と比べると約4.6倍という大きな増額となっております。

また、造林事業は、こちらも2月補正を含むベースで4億4346万7000円となっておりまして、今年度当初予算の2億7620万2000円と比べると約1.6倍の増額となっております。

私は、国の補正により予算規模が増えたことについては、林業・木材生産の再生を図るという目的を目指して、十分に有効な活用をしていただく、そのことによって、森林環境の改善や林業における雇用の拡大、あるいは林業労働者の賃金アップなど、そういったことに着実につながっていくのであれば、それはそれで大変いいことだと思っています。

森林整備加速化・林業再生基金は、基金を活用して、間伐等の森林整備、林内路網の整備、木材加工流通施設整備、木質バイオマス利用施設整備等を支援するとありますし、一方、造林事業は、国補及び県費によって、植栽、下刈り、搬出間伐等の森林整備や路網整備を支援するとあります。

基金事業と国補、県費という予算の形は違いますが、事業の内容という部分ではよく似通っているとも言えます。

そこで、まず伺いますが、予算規模が大きく増えた森林整備加速化・林業再生基金事業及び造林事業について、どのように事業展開をされるのか、より具体的な事業内容についてお聞かせください。お願いします。

○農林水産部長（梶田郁郎） 森林整備加速化・林業再生基金事業の平成25年

度当初予算は、既存基金の15億5000万円と経済対策補正分の28億7000万円、合わせて全体で44億2000万円となっております。平成24年度当初予算と比べますと34億6000万円の大幅な増額となっております。

具体的な事業内容でございますが、木材の安定供給対策ということで、間伐や間伐材を搬出するための路網の整備、また、高性能林業機械の導入などで7億円、木材加工施設整備で3億4000万円となっております。また、木材の需要拡大対策としまして、木造公共施設整備で11億円、木質バイオマス利用施設整備で20億円の予算を計上しているところでございまして、この予算で事業に取り組んでいくこととしております。

一方、造林事業でございますが、間伐等の森林整備による持続的な林業生産活動の促進対策として、2月補正分で2億5000万円、また、平成25年度当初予算で1億9000万円ということで、合わせて4億4000万円となっております。平成24年度当初予算と比べますと1億6000万円の増額となっております。

具体的な事業としましては、森林組合などの林業事業者ですとか森林所有者が行います杉、ヒノキの植林や、また、雑草木の刈り払いなどのほか、搬出間伐や林業作業道の整備に重点的に取り組むこととしております。

今後とも、もうかる林業への転換を目指して、林業生産活動の促進や木材の安定供給、需要拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） 御答弁いただきました。

基金事業においては、間伐等の森林整備、林内路網整備に7億円というような形で組んでいただいていますし、流通加工施設の整備も行っていく、そういうことではあります。一番大きなものは、木質バイオマス利用施設の整備に20億円、それから、公共施設を改修して、それに木材利用をするところ12億円と確認をさせていただきました。

森林整備加速化・林業再生基金事業については、木質バイオマス施設の整備、あるいは県産材の利活用の促進というところがやっぱり大きなウエート

を占めているのかなと思いますが、木質バイオマスの利活用については私も11月の一般質問でも取り上げさせていただいて、木質バイオマス発電の推進が林業の重要な施策となってくることや、松阪を含め、民間事業所でのバイオマス発電を様々な形で支援していくという御答弁もいただきましたので、その部分がしっかりと来年度予算に反映もされていることがわかりました。

また、公共施設改修に県産材を使用していくということについても、供給ばかり考えてもだめなわけで、需要の部分をいかに伸ばしていくかと、県産材を利用した住宅の部分もありますが、やはり公共施設などで需要を増やしていく、あるいは木のぬくもりを感じる施設に変えていくといったところでも利用可能、利用希望の施設からしっかりと精査していただいて進めていただくということも必要なのかなと思いました。

しかし、それ以外の、先ほども御説明いただきましたが、下刈りや植栽、間伐、あるいは路網の整備などの事業においても、やはり予算は昨年よりも増えている、拡充しているのかなとも思いましたので、搬出間伐やそのための路網の整備というあたりもしっかりと進めていただきたいと考えています。

平成23年度までは、間伐については切り捨て間伐のみでもよいという国の方針であったのが、平成24年度からは間伐材を一部搬出しなければならなくなったと。あるいは、木質バイオマスを進めていく上でのチップ原料の確保においても、間伐材の搬出というのは非常に重要だと思っています。

そこで、もう少しお考えを聞かせていただきたいんですが、路網の整備に絞って伺いますが、住宅用木材の搬出や間伐材の搬出のためには、林道からさらに森林内に路網、すなわち森林作業道を張りめぐらせていくということになります。

作業道の整備については、私も一昨年、昨年と、三重県あるいは和歌山県の森林組合や山林所有者が進める作業の様子を見せていただく機会もありました。重機を使いながら、つづら折りといいますか、ずっと山腹に作業道を設置していくわけですけれども、費用は建設単価がありましてそれに使う材料や使用量という部分で基準があって、森林内の地勢の状況や、どういう作



業道をつくるかというところで費用が違ってくるとも聞いています。

しかし、重機だけで斜面を掘って固めたりといった作業道は、雨による浸食によって崩壊しやすく、泥水を出したり崩れたりと、逆に森林環境を悪くするというようなことも聞かせていただきましたし、そういった現場を見せてもいただきました。

そこで伺いますが、森林事業体が進める路網整備について、より強く、より長持ちする作業道が林業生産を保障し、森林環境の保持にもつながると考えているんですが、部長のお考えを聞かせていただければと思っております。

○農林水産部長（梶田郁郎） 間伐材を低コストで搬出するためには路網の整備が不可欠でございます。路網の中には、基幹となる林道とその林道から先に延びて作業を行うための森林作業道というのがございます。

特に森林作業道につきましては、地形に沿って開設するなど、開設に係る費用を抑えて経済性を確保する必要がございます。このため、コンクリートなどの永久構造物をつくらずに、土の構造だけでつくるということを基本としております。そのため、部分的な補修が必要になるという場合がございます。

森林作業道につきましては、地域ごとの地形や地質、気象条件等の状況に応じてきめ細かな配慮のもとに開設していく必要があることから、平成23年に三重県森林作業道作設指針というのを定めまして、壊れにくい構造にするための基本的な考え方をお示したところでございます。

また、災害に強い構造にする上で、森林作業道ののり面に、現地で発生します丸太を使った簡易な構造物を設置しまして補強していくことが有効な方法でございます。このため、平成24年度にこの構造物設置に対する補助金の算定の基礎となります標準単価を見直ししまして、事業実施者の負担額を軽減することで現場での設置の促進を図ったところでございます。

今後とも、現地研修会などの開催を通して、市町や森林組合等はこの指針の周知を図るとともに、現地の実態に応じて標準単価の見直しをさらに進めることによりまして、森林作業道が災害に強い構造となるように取り組んで

まいりたいと考えております。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

○3番（藤根正典） ありがとうございます。御答弁をいただきました。

やはり経済的なコストを考えるとできるだけ作業道の建設の費用を抑えたいという事業者の考えももちろんわかります。ただ、できるだけやっぱり壊れにくいものにしていかないと、長もちするということが、結局長い目で見たときに、事業者にとっても得になる場合もあるんじゃないかなとも思います。

平成23年度に新しい指針をつくっていただいたこと、そして、建設単価についても見直しをしていただいたこともお話をいただきました。

災害に強い森林づくりを進めるためということで、みえ森と緑の県民税の導入に向けての条例議案も今議会には提出されておりますが、やはり、今日、質疑で取り上げさせていただいた事業なども含めて、林業政策というのは森林環境を壊さないように、できれば改善していく、それから、林業、木材産業を再生するという目的のためならば、環境に配慮して環境を破壊することのないような形で事業を進めていくと、そういう方向性をぜひ県も引き続き持っていただきたいと思えますし、事業者の方たちがしっかりと、今、言わせていただいたような方向で森林の経営をしていくという部分でも、引き続き県がしっかりと指導をしていくということと、先ほど言っていた単価の見直し等もありましたけれども、やはり支援の政策をしっかりと考えていくということが大事なと思いました。

作業道については、やはり全てをしっかりと頑丈につくっていくと経費もすごいものになるかもわかりませんが、やはりしっかりつくられたところとそうでないところをしっかりと見ていただいて、実際に、どのような方向で進めていくのがいいのかを考えていただけたらなと思いました。

これで私の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 50番 西場信行議員。

○50番（西場信行） 西場です。

議案第3号、一般会計、第18号の電気事業会計について質疑をいたしたいと思えます。

三重を売りまくると、こういう言葉が飛び出してきました。いやいや、びっくりしましたね。もうかる農林水産業にもかなりびっくりしましたが、今回、この三重を売りまくる、何と申しますか、新鮮、そして、それ以上に鮮烈な印象があります。行政用語らしくないんですけども、これは、鈴木県政、鈴木知事の思いがこもっておるということで、強い意欲を感じて好印象でございます。

売りまくる戦略の第一は首都圏営業拠点かなとは思いますがけれども、我が会派の中森議員が代表質問で取り上げましたので、この点については私も少しだけ要望させてもらいたいです。江戸幕府ができて日本橋に全国から人が集中してきた、その中で、特に伊勢商人の活躍が大変目覚ましく「江戸に多いものは火事とけんかと伊勢屋と稲荷と犬のふん」と、こういう昔の言葉もはやったと聞きます。

そういう中で、伊勢商人、伊勢屋は、松阪木綿を中心に、そして伊勢茶を売りまくったと、こういうことでありますから、その歴史にちなんで、ぜひ平成版の三重の拠点・営業拠点におきましては、全国に数千もあると言われております伊勢屋と名のつく店舗あるいは会社、こういうものをネットワークして交流を図っていただければと。全国の伊勢屋大集合などの企画をやっていただいて、日本中に三重を売り込むということにひとつ取り組んでいただけないかと、このことをぜひぜひ提案をし、要望しておきたいと思えます。

そこで、質問ですが、三重を売り込む政策は首都圏だけでは決していないので、特に三重に関係が深いのは関西、大阪、これを忘れてはなりません。ちなみに観光の入り込み客では、関東・関西で比べれば断トツで関西が多いわけですので、そこで、今回、もう一つの事業にもなっております関西圏営業基盤構築事業ですか、このことについて、機能を強化していくと、

こういうことでありますけれども、これをどのように具体的にやっていくのか、長年、大阪事務所で取り組んできたことを踏まえて、さらに今回、何がどう変わってどうしていくのか、簡潔にお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○知事（鈴木英敬） 関西圏での機能強化でありますけれども、今回、式年遷宮とか熊野古道世界遺産登録10周年の絶好の機会において、関西圏でもしっかりと情報発信していきたいと思います。

そのベースとなる我々の拠点というか組織としまして、大阪事務所というのが現在あるわけですが、これはやはり関西全域に広げていくんだということで関西事務所に改め、兵庫、京都など、広く関西圏で営業活動を行うとともに、関西事務所長は今まで大阪事務所長は次長級だったんですが部長級職員を配置して、万全の組織体制でやっていきたいと考えております。

営業活動の具体的なものを幾つか申し上げますと、今、西場議員からおっしゃっていただいたように、マスコミキャラバンとか大阪事務所でやってきた非常にいいものは引き続きやるとした上で、関西圏における集客力の高いショッピングモールを基点に、関西圏で20から30店舗で三重フェアを年内に開催できるよう、現在、準備をしています。

それから、島根県、奈良県と3県共同で観光商品開発や地域製品の販路拡大をすべく、今、担当課長会議を開催し議論を進めています。

さらに、近鉄が阿倍野にハルカスという大きなビルを建てますけれども、そういう近鉄などの鉄道事業者や県内市町と連携して、講座、セミナー、イベントの開催を検討しているところであります。

また今年の4月26日から5月6日まで、4年に1度開催される日本最大級の食に関する消費者向け博覧会、食博覧会・大阪に三重県ブースを出展しまして、今後の販路拡大につなげていきたいと考えております。

あわせまして、現在もやっている観光情報提供会と関西連携交流会の開催方法の見直し、それから、県人会を核としたネットワークづくりの強化、にも取り組んでいきまして、関西圏においても、まさに打って出る営業活動を

しっかりと展開していきたいと考えております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） ぜひとも関西に力点を置いてお願いをいたしたいと思いをします。

さて、次に、議案第18号、電気事業会計予算でございます。

この資本的収入で、固定資産売却代金11億2300万円でございます。青蓮寺発電所、比奈知発電所の譲渡売却代金ということで、これから3年間かけて分割売却を県の発電所が行い、総額105億円で中部電力に売却されることになります。

この105億円が高いのか安いのかという議論が十分なされていないんですが、私もなかなかわかりません。

ただ、ちなみに、この機会に御紹介しておきたいのは、この水力発電所をつくった50年前の宮川総合開発の予算、これは、昭和27年2月に予算を可決しました。53億円です。そして、宮川第一・第二・長発電所を建設し、最終的には宮川ダムも建造して、総額87億円。昭和27年の県の年間予算は63億円で、今現在、平成25年度予算が6749億円、100分の1でありますから、そういう見方で当時の規模を考えますと、この87億というのは今でいう8700億円にかかる、巨額の金をかけた三重県の最大プロジェクトでありました。

その水力発電が現在もまだ黒字を続けながら、県民、そして三重県のために頑張っておる。それが105億円という数字で、果たしてそれが適正だったのかどうかという思いは強くいたしますが、現実には現実として受けとめていきたいと思いをします。

そこで、この11億円、税込ですが、この何がしを内部留保金として電気事業会計に収納するわけでありましたが、一部は国庫補助の返還等もあると聞いております。その残金である内部留保金を今後どうしていくのか、大変心配しております。水力の電気事業を終了していくに当たって、数多くの問題、課題が山積みしております。そのための財源として当面しっかりと確保していくべきだと私は思うんです。

しかし、例えば、毎年続いているRDF発電の赤字決算における損失補填にこの売却代金を充てるなどというようなことはもつてのほかでありまして、くれぐれもそのことがなきことを強く申し入れさせていただいて、約束していただけるかどうかをお答えいただきたいと思います。これが一つ。

2点目は、この水力発電譲渡がスタートし、これから中部電力に譲渡されるわけではありますが、流量や水質の回復、あるいはかんがい放流など、様々な大きな課題を抱えております。県としても、建設をした当事者として今後も果たしていく責任が十分あると思っております、その点についてもお聞きしたいんですが、これは時間がありませんからまたに延ばしまして、数多い問題の中で特に重要な、基本的で緊急で具体的な、宮川ダムの放流水の水質悪化であります。選択取水塔の機能が十分発揮されずに、今、河川の濁り、悪臭、そして魚類のへい死など、放流に伴う様々な問題が出ております。

このたびの民間譲渡では、この問題の対応、具体策を避けて通ることはできない、このように思っております、しかるに、この対応抜きにして第18号の議案というものは承認もあり得ないと、あわせて明言をしておきたいと思っております。

そこで、今後、この水量・水質回復について、県がどのように対応されようと考えておられるのかお話をいただきたい。窒素、リン酸、p hなどの水質検査はその対策に値しないということもあわせて申し上げておきたいと思いません。

最後になりましたが、流域の中の一つの課題に大仏山がございます。さきの議案聴取会で所管の部長にこの予算のことを聞きましたら、大仏山のことは全く触れられなかった。しかも主要事業から外れているというようなことでございまして、もう愕然としたわけでございます。あれから寝つきが悪いし、とても茫然自失の日々が続いているわけではありますが、本日はこの改まった席でございまして、いま一度、気合を入れて、改めて県の真意を聞きたい。大仏山の地域の整備について、平成25年何をするのか、どう進めるのかお伺いをいたします。

以上です。

○副議長（舟橋裕幸） 答弁は簡潔に願います。

○地域連携部長（藤本和弘） 私のほうからは大仏山についてお答えをさせていただきたいと思います。

大仏山地域の土地利用につきましては、平成21年3月に大仏山地域土地利用検討協議会を設立いたしまして、検討を重ねてきております。

これまでの検討の中では、里山としての保全・活用をしていくという方向で進めることとしておりまして、平成24年度におきましては、概算事業費等を含めます基盤整備の具体的検討を進めておるところでございます。

平成25年度におきましては、この里山の保全・活用を図る上での実施体制の検討を行うために委託調査費として288万円を当初予算で計上させていただいております。この予算をもちまして、大仏山地域土地利用検討協議会におきまして具体的な土地利用構想を検討し、策定をしまいたいと考えております。

以上です。

○県土整備部長（土井英尚） 宮川の水質改善について答えさせていただきます。

宮川ダムにおいては、選択取水設備による水質改善に努めるとともに、毎月2回水質調査を実施しております。その結果は、河川における環境基準値の範囲内にあります。

今後も引き続きこれらの取組を進めていくとともに、水質を維持していく上で対応可能な方策について検討してまいりたいと考えております。

○企業庁長（東地隆司） R D F 焼却・発電事業につきましては、固定価格買取制度により収益改善が見込まれます。

このことにより見通しといたしましては、現時点で企業庁がR D F 焼却・発電事業を所管する期間、よほどのことがない限り、期間内の事業の赤字分は電気事業のこれまでの内部留保資金で対応するように努めていきたいと考えております。

[50番 西場信行議員登壇]

○50番（西場信行） 大仏山地域の利用構想案を策定する、これはすごいことですよ、これは、部長。平成9年に大仏山の協議会をつくって、時の副知事が座長になって、このことを検討してきたんですね。途中、土地利用の協議会にリフォームしておりますけれども、同じ趣旨で今回16年・17年目を迎えるこの土地利用構想を検討してきた。

平成25年度にその構想を策定するという、今、あなたのお答えだ。これは、当初の議会の知事提案の中に入れて当然のことだ。これほど懸案の課題をどうしてひた隠しにするの。そんなことはないでしょう。しかし、いずれにしても大変うれしい。

しかし、問題は中身ですよ、中身。今、里山を中心にということで進んできて、前にもお話ししましたがけれども、3月11日以降、世の中に大きな環境変化が出てきております。大仏山は海岸部に比較的近い中で、あのような高台です。あの土地の利用価値というのは大変上がっておるんです。

でありますから、いま一度、その構想案をつくるときにそこも勘案して、里山整備も暫定的にはいいでしょう。しかし、それだけじゃない。中長期に向かってどうしていくかということ、これをぜひとも検討していただきたい。これは鈴木知事にたっお願いをしておきたいと思います。

それから、県土整備部長、あなたは本当に真面目な方だと思うから、さらに真面目に頑張ってくださいたいが、地元からは、直結パイプで溪流の水を直接ダム直下に落とすしてくれと、切実な要望が上がっています。これを含めて調査事業を構築してください。

ぜひともよろしくお願いを申し上げ、私の質疑にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 23番 中川康洋議員。

[23番 中川康洋議員登壇・拍手]

○23番（中川康洋） 自民みらいの西場先生ほどは寝つきは悪くない公明党の中川でございます。



私は、議案第38号及び議案第57号に関する質疑ということで、具体的には三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案について、中身を委員会付託される前に確認をぜひともさせていただきたいという趣旨で議案質疑をさせていただきます。

これは、民主党政権の時代の衆議院解散の日、11月16日に可決成立をいたしました改正国家公務員退職手当法、具体的には、民間準拠に基づき、今年1月以降に退職する国の職員について、段階的に退職金を引き下げるという内容、その内容に伴う改正であります。

しかし、今回の国の改正は、国が地方の実情を加味せずに、国と同じく今年1月以降に退職した職員から適用するように要請をしたために、各地域においては、教職員や警察職員などが退職金の減額前に、いわゆる駆け込み退職をするという問題が続出しております。

現にお隣の愛知県や名古屋市、また埼玉県など、1月1日や2月、また3月1日からこの条例改正を実施した自治体では、数百人規模の駆け込み退職が報道されております。

そのような中、本県はこの改正案を今回の2月会議に提案し、来年度4月1日からの実施としておりますが、他県で駆け込み退職等の問題が起きている中で、本県は、今回の改正案、どのような考え方、また、改正の視点、さらにはポイントからこの改正案を検討、提出されたのかを改めてお伺いしたいと思います。

**○知事（鈴木英敬）** 今回、国家公務員の退職手当につきましては、平成25年1月1日から支給水準を見直すとともに、9カ月ごとに段階的に引き下げを行う経過措置が実施されています。

この見直しは官民格差の解消を図るために実施されたものであり、本県においても同様の見直しを速やかに行う必要があると考えましたけれども、国と同様に年度途中に施行した場合、退職時期によっては、学校、警察など、住民に身近な現場を多く有する県においては、行政サービスの低下も懸念さ

れたところであります。

そのため、そのような行政サービスへの影響を回避するというを最優先に、施行時期や経過措置のあり方について慎重な検討を重ね、本県においては施行日を平成25年4月1日とするとともに、削減額についても国との均衡に配慮した支給水準で年度ごとに引き下げを実施することとしました。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

大事な視点だと思います。やはり、国と地方自治体とは状況が違うと。そういった中で、国が要請をしてきたわけですけれども、行政サービスの低下を回避するという中で、細かい議論は様々あるんですけれども、やっぱりこういった形に本県はしたというところは大事な視点かなというふうに私は考える1人です。

今回の本県の改正条例案、施行は改めて言うと4月1日でありますから、他県のように、いわゆる今回の改正による駆け込み退職というのは起きていないという認識をしております。

改めて、確認までに、県警も含めた知事部局、さらには県教育委員会において、そういった駆け込み退職は出ていないことを確認したいと思いますが、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○総務部長（稲垣清文） 施行日は25年4月1日とさせていただきたいと考えておりますので、報道で言われておりますような、他府県のような事例は本県ではないのではないかと考えております。

○教育長（真伏秀樹） 教育委員会関係でも、年度途中で退職をするような教職員はないと考えております。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

当然のことを確認するなどお思いの方もいるかもしれませんが、やはりここでしっかりと、どういう趣旨で今回の改正案が出されて、それは何を回避する意味においてこうしたのかというところで、確認のために伺いをさせ

ていただきました。

私は、今回の他県等で起こっておる駆け込み退職の問題というのは、各自治体の対応とか早期に退職する職員に問題があるというよりは、国が地方の現状を加味せずに改正をし、各自治体に同じような改正をそのまま要請したという、国の制度設計そのものに問題があったと思います。

確かに、旧政権の中で、衆議院解散の日に、それこそ駆け込み可決で成立させたのでいたし方ないところはありますけれども、県としては、まずは国のほうに、今後、様々、これからも国準抛の改正というのは出てきますので、このような地方の実情というのを加味しない改正は実施しないように、やっぱりしっかりと意見をさせていただきたいと思えますし、県は今後もこのような国準抛の改正案がなされた場合、全てそうしろということまでは言いませんけれども、今回の改正のように、現場に見合った、また、現場の立場、さらには状況を検討した上で改正を行っていただきたいと思っております。

そういった意味においては、私、報道等でこの駆け込み退職の問題が出て、すぐに本県はどのように考えているかというところを確認させていただいたわけですが、様々、細かい部分を考えると、じゃ、これ、最終的に退職金が増えるんじゃないのかという議論もあるわけですが、やはり行政サービスの低下を回避する、特に教職員等においては担任等を持っておる方々もおられますので、そういった状況を回避するという事で考えていくということ、そういった姿勢をお願いしたいと思っております。

最後は、それこそ組合の側に立ったような質疑になってしまいましたけれども、公明党は県民全ての生活を守るということでお許しをいただき、この議案質疑を終わりたいと思っております。私の関係者にも組合員がおられません。

以上でございます。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） こんにちは。松阪市選出のみんなの党、中西勇です。

議案第3号、それと第22号、第23号、関連していますので質問をさせていただきますと思います。

3点させていただきますんですが、まず、知事に聞かせていただいて、あと、部長に聞かせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、なぜ新税を導入するのかというところでお伺いしたいんですが、災害を抑えるためというのは当然理解ができます。それに対して反対する意味で言っているのでは全くございません。

今回の税の名称、他県、33県今は導入されておりまして、税の名前を見ると、それぞれ森づくりとかいろんなこと、出ているんですが、あえてここで名前を、前にも言いましたけれど、災害減災税としていただいたらどうかなと思います。

森林の保全、森林環境というより、森林の災害がたくさん増えておるわけですから、災害に強い森づくりという意味でストレートにそういう名前にしていただきたいというところです。

これまでいろんな議論がされておりました。ちょっと調べさせていただくと、平成16年に三重の森林づくり条例検討委員会を県議会に設置、平成17年10月に施行、平成18年には森林環境税について議長の私的諮問機関を設置して平成19年、森林づくり検討委員会条例に基づき委員会が設置され、平成20年3月に前野呂知事に報告されたと出ておりました。

前野呂知事の平成20年、この税を取り入れるのに経済状況、リーマンショックだったと思いますけれども、とか、森林だけに使う税というところで先送りになったように聞いております。

それと、今から2年前、野呂知事が退任されるときに、森林環境税の導入がこの8年間で唯一できなかったことだと言われておりました。

当然、森林の予算は毎年使われているわけで、市町もちろん同じでございますけれども、税金を交付していただくことによって今までの事業の巻き直しなんかにはならないのかと、そんな疑問が少し残るところです。

また、見方を変えて、あえて今、税を県民からいただかなくても、鈴木知

事が出されている政策集にもあるように総人件費の削減をしたり、することによって十分に財源はできると思いますし、今現在、削減している人件費ももとに戻すようですけれども、その部分の継続をしたら財源はできるように思います。その点、お伺いします。

2点目、新税の使途についてです。

導入するというので、ストレートに必要なところに市町の要望を受けて使っていくということは当然だと思います。

それと、事業について、どこから手をつけていかなければいけないかまだ調整はついていないようには思いますけれども、これからいろんな部分で中身を調査し事業の予定地を決めていくということだと思えるんですけども、しっかり本当に調査をしていくと、今からでいいのか、もうできているのか、それを少し聞かせていただきたいと思います。

今までに森林に対する事業が、また、災害に対する事業がなかったわけではありません。先ほど藤根議員のほうからも話がありましたけれども、平成25年度も、たくさん予算もついているわけです。結局、市町の要望を聞いていくことで、内容によっては、先ほどもちょっと言いましたけれども、事業の巻き直しなんか、やりかえをしていくということで、はっきりしない部分に見えてくるのではないかなと、そのように思います。

それと、森林災害、減災に特化した方がいいのではないかと、それについてどう思われるか聞かせてください。

それと、次、3点目です。

広く県民に周知をしていくということについてなんです、これもなかなか難しい部分だと思いますし、平成16年からの議論やいろんなことを今までたくさん見ていく中である程度はわかってきていただいているのかなとは思いますが、県の職員の皆さんもしっかり汗をかいていただいて、現場へ行っていただいて、現場の意見をやっぱりしっかり聞いていただきたいなと思います。

今、私の見ている部分で感じるのは、何か鈴木知事が一生懸命現場で言っ

ているような感覚に見えてならないんですね。

それと、今回の重点のポイントにも出ておりましたが、チラシやラジオやテレビ等によってということも出ておりました。何か、周知に対する方法が一方通行にしか見えないんですね。チラシを出すのも簡単、ラジオで言うのもテレビで言うのも簡単だと思うんですけど、いや、そうじゃないなと。もっと県民の方に、本当に一般の方に説明できる場をしっかりとつくりたい。それと、自治会は当然なんですけど、中小零細企業の方たちが集まる商工会や商工会議所、そういったところでもしっかりと意見を聞いていただきたい、そういう場をつくりたいと、思います。

それと、去年、パブリックコメントなんかの内容も見せていただいたんですけど、どうも意見を見ていると、森林関係者や、林業、土木関係の方とか、そういう方の意見が多いんです。一般の県民の方の意見がほとんどないように思います。職業が書いてあるわけではないのでなかなかそうだとはいえきれないんですけど、やはり、広く県民の方に税金をいただくわけですから、しっかりとこの辺を周知いただけないかなと、そんなふう思うわけです。

今回の新税という意味で言えば、農林水産部だけがやることではないなと。県全体でこういうことはできるかどうかは別として、プロジェクトチームをつくらせても、しっかりと県民の方にいろんな場で説明していただくことが必要かなと、それが一番増税の前にやることではないかなと、思いますので、この部分について聞かせていただきたいと、思います。よろしくお願いします。

**○知事（鈴木英敬）** それでは、議員からいただいた3点のうちの1点目の新税の導入理由について、私のほうから御説明させていただきます。

平成23年9月の紀伊半島大水害では、山崩れに伴って流出した土砂や流木が市街地を巻き込んだ大きな被害をもたらしました。この状況を現地で目の当たりにし、災害に強い森林づくりを重点的かつ緊急に進めていく必要があると強く感じたところであります。

一方で、災害に強い森林を実現していくためには、多くの費用と時間を要

し、計画的・持続的な取組が欠かせないことから、一定の財源を安定的に確保する必要がありますが、今後の県財政の見通しとしては、歳出の見直しを一定程度行ってもなお財源不足が生じると試算しており、新たな森林づくりの対策に充当する財源については、既存の財源に多くを期待できない状況にあります。

また、森林には、国土の保全やきれいな水を蓄える機能、地球温暖化の防止などの働きがあり、これらの恩恵は全ての県民が受けていただいております。

こうしたことから、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進めるためには、県民の皆様はその費用を幅広く御負担いただくことが適当と判断し、財源確保の方法として新たな税の導入が必要と考えたところであります。

経済状況が厳しい中、また、県民の皆さんの負担が増える状況ではありますが、税導入案に対する、先ほど議員から御紹介いただきました、パブリックコメントでは、134人の方から御意見をいただき、賛意を示していると思われるものが全体の87%でした。

また、一般の方も含めた各種イベントでのアンケート調査では、1591件のうち91%が税の導入に理解を示していただいております。

さらに、市長会、町村会からは、災害に強い森林づくりの推進とその財源確保のための早期の森林づくり税の創設について要望をいただいております。

私としましては、災害に強い森林づくりに早急に着手し、県民の生命・財産を守り、豊かな三重の森林を社会全体で支えていくことの必要性和県民の皆さんの声などを総合的に考慮して、新たな税の導入を判断させていただいたところでございます。よろしく御審議いただければと思います。

**○農林水産部長（梶田郁郎）** 私のほうからは、新税の使い道と、それから県民の方々への周知の方法についてお答えさせていただきます。

まず、新税の使途のほうでございますが、今回の税は、基本的には既存の事業には充てないというふうを考えておりまして、重複しないようにしてい

きたいというふうには思っております。

あと、災害に強い、災害の対策に限定して使ったらどうかという話でございました。今回のみえ森と緑の県民税というのは、災害に強い森林づくり等を進めるとともに、あわせて、私たちがたくさんの方の恩恵を受けております森林を県民全体で支える社会づくりを進めるために導入するものでございまして、例えば、小・中学校に机ですとか椅子を導入したり、公園の緑化を図っていくこととしております。

こうしたことによって、県民の方々、子どもも含めて、そういう方々が木と森、緑にふれあうということを通じて、森林を大切に思い育む人づくりにつながっていくものだと思います。

このような取組が県民全体で森林を支える社会を実現して、災害に強く、豊かな水を育む三重の森林づくりにつながるものだと思います。

もう1点、県民の方々への周知でございます。

新たな税の周知につきましては、これまで森林とのつながりが比較的薄い都市部、平野部を力点に置きながら、各地でイベントですとか地域の小規模な集會にこちらから出かけて行って、チラシを配布させていただいたり説明を行ってきたところでございます。

また、新聞、テレビ、ラジオ、それぞれの媒体も使わせていただいております。

また、各種イベントやショッピングセンターでの森林体験講座とか木工クラフト教室の親子連れの方々にアンケート調査をするという形で、主婦層への周知も図ってきたところでございます。

今後も、いろんなイベントですとかいろいろな集會等の状況をできるだけ把握しまして、出かけて行って説明をし、県民の方々に理解していただくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 答弁いただきましたが、今、部長のほうからも言われて



おりました、出かけていっているところなどという話ですけども、今まではほとんどされてみえないように思うんですね。

突然やってきて、こういうことがあります、突然言われていく、そんな会合があったとか、私も二、三聞かせていただいています。

それと、ちょっと税の細かい部分なので今日はできないと思いますけれども、配分という部分ももう少ししっかり考えていただきたいなど。人口とか均等とか、森林の面積の多いところ、少ないところ、ほとんどないところもあるわけです。

それと、学校教育に関しても、もう少しやり方があるのかなと。ただ机とかではなくて、いろんな方法があると思います。今後、こういった部分を1年進めていくわけですから、しっかり中身を見せていただいているいろいろな議論をさせていただこうと思っております。今後ともよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 30番 北川裕之議員。

〔30番 北川裕之議員登壇・拍手〕

○30番（北川裕之） 新政みえの北川裕之でございます。議案第3号にかかりまして質疑をさせていただきたいと思えます。

昨年度末に我が三重県議会で、みえ歯と口腔の健康づくり条例が議員提出条例で策定されました。かかわっていただきました青木座長、杉本副座長、検討委員会の皆さんに改めて敬意を表させていただきます。

この条例に中にうたわれたとおり、基本計画を定めていくということで、今回、議案で基本計画の策定が上げられているところであります。

基本計画の中には成果を評価するために37の評価指標を設けていまして、5年間の達成すべき数値目標も設定をいただいているということで、なかなか意欲的だと感じています。

短い質疑時間ですから、基本計画の中身の議論は委員会に委ねたいと思えます。

国のほうでも昨年夏に10年後の目標数値を各分野にわたって定めて発表し

ておりますので、県の指標や目標の考え方と比較していただけたらいいのかなと思っております。

私からは、平成25年度予算の中で、昨年度に策定された条例並びに今回提案されている基本計画、これがどういうふうに予算に反映されているかをお尋ねしたいと思います。

基本計画は議決がこれからとはいうものの、当然その施策の実行を考えれば予算計上も不可欠なことであります。しかしながら、今回提案の来年度予算を見ると、施策123の歯科保健推進事業は、平成24年度予算約7800万円から、今回約2700万円と大幅に減となっています。

国の緊急雇用創出事業の大幅な減額はあるものの、それにしても減額が大きいと見えますが、どういう考え方なのか、事業の内訳も含めて健康福祉部医療対策局長に予算の考え方についてお聞きしたいと思います。

あわせて、基本計画の中では、事業推進のかなめとして口腔保健支援センターを設置し、歯科口腔保健事業の企画、立案、実施、評価及び市町、関係機関、団体等の歯科口腔保健の支援などを行うと盛りだくさんでこの事業費も計上されていますが、センターの設置や運営、スタッフの配置など、具体的な進め方をお示してください。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） まず、歯科保健推進事業費予算につきましては、平成25年度当初2700万円余を計上しており、お示しいただいたとおり、本年度の当初予算7800万円弱と比較しますと5000万円余の減額となっております。

本年度の事業につきましては、先ほどお示しいただいた緊急雇用の創出事業と、それから、地域医療再生基金を活用しました在宅歯科診療設備整備事業の二つが大きな減額要素となっております。この事業によりまして、歯科保健の現状調査、小学生向けの歯科保健教材の作成、在宅歯科診療機器整備等を行い、今後の歯科保健施策を推進するための基盤づくりを進めたところでございます。

平成25年度はこうした基盤をもとに、新たに口腔保健支援センターを設置

し、基本計画に基づく歯科保健施策にしっかりと取り組んでいこうと考えております。

口腔保健支援センターにつきましては、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、都道府県等に設けることができるとなっており、歯科口腔保健推進のため、歯科医療等の業務従事者に対する情報提供や研修、その他支援を行う機関とされております。

本県におきましては、健康福祉部内に三重県口腔保健支援センターを設置しまして、これまでの、歯科医師の資格を持つ職員に加えて歯科衛生士1名も新たに雇用し、市町、関係機関等で実施している歯科保健対策を一元的に取りまとめて、効果的な歯科保健施策を推進していこうと考えております。

予算的には、先ほど申しあげました25年度の2700万円余でセンターの運営をしていくことになります。

具体的な取組としましては、情報提供・啓発等に加えまして、学校等での歯科保健指導、障がい児（者）への歯科検診等の充実、歯科口腔保健を推進しております8020運動推進員の育成等を行うこととしております。また、災害時あるいは中山間地域での歯科保健医療対策についても充実を図ると考えております。

このような取組を通じまして、市町や関係機関の歯科口腔保健の支援を強化し、県民の歯と口腔の健康の保持・増進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） お答えをいただきました。

まず、予算の関係なんですけれども、国の緊急雇用の分が大幅に減っているのはわかるんですけれども、もちろん予算については市町が担っていただく分野もありますし、不必要なことをわざわざやる必要はないんですけれども、少し気になるのはベースになる考え方の部分で、県議会で条例の検討が始まる前にこの歯と口腔の条例について執行部とやりとりをさせていただい

た記憶があるんですけども、非常に執行部が消極的でした。そのとき、県が実施をしている歯科の事業については、ほとんど、国から来た予算10分の10で行っていきまして、県が独自で県単予算をつけている事業はありませんと、についてはなかなか条例まで踏み込むのは厳しいですよと、こういうお話がございました。

その後、国は平成23年に法律ができ県も応分の負担をとという中で、平成24年度は国2分の1、県2分の1で事業がついているわけですけども、平成25年度の予算を見ると、またもとに戻っていると感じています。

それはなぜかといいますと、緊急雇用の分は除いて、これは執行部からいただいた資料ですけども、県の支出部分だけを抽出して足していくと、平成24年度の事業は県の支出がおよそ2100万円、平成25年度の予算を見ると、県の支出はおよそ1200万円、半分に落ちています。これはすなわち、またもとの考え方、国がつけてくれる分はやるけれども、県で独自でやるのはなかなかと、感じています。

口腔保健支援センターを設置いただいて、ここに集中投資をしていくというのはわかります。そうあるべきだと思いますが条例もつくって基本計画も上がってきてという中で、県が負担をしていく部分は2分の1です、半分に落ちていますよと、これは少し、条例軽視、議会軽視とまでは言いませんが、少し意欲に欠けますし、局長としてはこの予算で、5年間の基本計画の推進、数値目標、たくさんありますけれども、達成をしていけると御判断されているということでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 予算上は減額になっておるけれども、組織的には、これまで健康づくり課の1部局の中で対応しておった歯科口腔の関係につきまして、健康福祉部内でも障がい、高齢者・長寿、小・中学校等の教育委員会と組織的に体系立って充実した取組をしていきたいと考えております。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） これ以上は委員会で議論していただいたらと思いますけ

れども、せっかく立ち上げていただくセンターですから、スタッフは歯科医師と、それから新しく加えていただく歯科衛生士ということで、あとは従来の事務スタッフということになりますから、おっしゃっていただいたように、それこそ教育分野、学校から、福祉施設、高齢者、障がい者、いろんな広範囲にわたってこの事業は展開をしていかなければなりませんので、そういう意味で、センターは人と、それからお金と、しっかりつけていただいて、成果が出るようにしていただきたいとお願いをさせていただいて次の項目に移らせていただきます。

二つ目は、世界に誇れる三重県観光モデル構築事業。

さきに大阪事務所を関西事務所ということで充実いただいて、ありがとうございます。会派及び県議会で大変肩身の狭い関西人、伊賀人でございますけれども少し勇気をいただきましたので、よろしく願いいたしたいと思えます。

490万ということをつけていただいているんですけども、これは、いろいろやっていたのはお聞きはしているんですが、なかなか前に出てこない感じがいたしております。平成24年度の成果も触れながら平成25年度の進め方についてお答えをいただきたいと思えます。観光局長、よろしくお願い致します。

**○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央）** 平成24年度の成果と平成25年度の取組の方向性ということでお答えをさせていただきます。

観光モデル構築事業は世界に誇る観光資源、忍者と海女という三重県の資源を特化して、これを地域が一体となって国内外への情報発信を強化していくという事業です。みそは地域が一体となってというのがまず出発だと思っております。

そういう意味で、24年度、特に伊賀の忍者につきましましては、母体となる組織として、伊賀市、名張市、伊賀上野観光協会、名張市観光協会、三重大学伊賀連携フィールド、三重県が参画いたしまして、昨年8月に伊賀流忍者観光推進協議会というのを立ち上げております。

この協議会の中にそれぞれ四つの部会、忍者コンテンツ部会、伊賀流忍者ホームページ製作部会、新忍者衣装製作部会、伊賀流忍者ロゴ製作部会、を設置しております。

具体的には、忍者コンテンツのデータベース化に向けて、まだまだ隠されている忍者情報の市民からの募集や、地域の忍者研究家からの情報収集を行うというのが一つ、それから、国内外の忍者の総合窓口サイトとして発信を行うホームページの作成、このほか、着てみたい衣装や簡単に着用できる新しい忍者衣装のデザインや伊賀流忍者のロゴの公募、を今年度行っております。

平成25年度の方向性につきましては、引き続き忍者の魅力を高めるためのデータ収集等を行うとともに、新忍者衣装の製作を行い、伊賀流忍者ロゴとあわせてPRをしていく、あるいは伊賀・名張の両市をつないだ忍者ゆかりの地を紹介するガイドブックの作成や、周遊コースづくりへの取組をしていくこととしています。

このほか、海外からの忍者ファンへ向け、忍者・伊賀地域ホームページでの英語・中国語対応にも取り組んでいく予定になっております。

協議会という組織ができ、今回、国の補正等もこの協議会が母体となって申請を上げているということにもつながっておりますので、一定の成果は出つつあると考えております。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 御答弁をいただきました。

新しい忍者ロゴマーク、ホームページの作成等もやっていただいていますし、情報収集もいろんな形でやっていただいて、取組は聞かせてはいただいているんですけども、少し思いが強過ぎるのかもわからないですが、一歩出てもう少し外向けに早くPRが大きく進んでいくような形に、ちょっとスピード感に欠けるのかなというふうに感じていますので、よろしく願いたいと思います。新しい忍者衣装も考えていただいているということで

すので、前にもお話ししましたが、伊賀市じゃないけれども、県議会も忍者や海女の格好、知事の海士姿というのもちょっと見てみたいなどという感じもしないではないですけども、それくらいの思いでぜひ進めていただきますように、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 21番 小林正人議員。

〔21番 小林正人議員登壇・拍手〕

○21番（小林正人） 自民みらい、小林でございます。最後でございますのでどうかよろしく願いいたします。

それでは、早速議案の質疑に入らせていただきたいと思います。

まず、議案第3号、平成25年度三重県一般会計の中の健康福祉部所管、施策232、子育て支援の推進、次世代育成支援特別保育推進事業補助金1億2619万2000円のうち、特に低年齢児保育推進事業補助金についてお聞きしたいと思います。

この事業は、保育所で預かるゼロ歳・1歳児を対象に、国の保育士配置基準のゼロ歳児3人に対し保育士1人、1歳児6人に対し保育士1人を当てがい、手厚い保育を実施している保育所が県に申請をすることで補助金を交付されるもので、平成24年度当初予算では7886万円計上されておりました。

しかしながら、平成25年度を見てもみますと、約1200万円減額の6686万円となっております。内容を見てもみますと、各市町によって異なりますが、一番減額が大きい市を見てもみますと、これまでゼロ歳児に対しては1人当たり5500円の補助が出ていたものが今回から1600円に、1歳児に対しましては3300円が900円に減額されるということでもあります。

大半の保育所は各市町が負担する運営費のみで経営され、なかなか保育士をゼロ・1歳児、3人・6人に対し1人つけてまで、人件費を負担してまで預からないといったことが現状であり、今回の低年齢児保育支援事業費補助の減額は、手厚い保育を試みてきた園に対し、さらに運営上の負担をかけるといったこととなりますし、場合によってはゼロ・1歳児を預からないと

いったことにもなりかねません。ちなみに、この事業を活用、対象となっていた保育所数でございますが、平成20年度で140カ所、平成21年度で142カ所、平成23年度では146カ所と増加傾向にありました。

そうなりますと、当然待機児童数も増えることとなります。このことは県も、平成25年度当初予算、みえ県民力ビジョン・行動計画取組概要の中で、待機児童になりがちな低年齢児ゼロ歳から2歳と表現をされておりますし、十分懸念はされていると思います。

しかし、ゼロ歳から2歳児の保育所利用児童数の県民指標目標値を見ますと、平成23年度は現状値で1万1962人、平成24年度は目標値で1万2200人、平成25年度は1万2450人、27年度は1万2950人と増加目標を挙げております。

今回の本予算の減額はこの計画と真逆なものであると私は思いますが、御所見をお聞かせください。あわせて、さきに一例を挙げさせていただきましたが、ゼロ歳児5500円の補助が1600円に、1歳児の3300円が900円にという削減分の根拠がわかりませんが、具体的な説明をよろしくお願いいたします。

**○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男）** 県内の待機児童の数でございますけれども、平成23年10月1日現在で324名となっております、平成24年度に445名の定員増となる4カ所の保育所などを創設しているところですが、ここ数年の待機児童数は微増の傾向でございます。また、年齢別に見た待機児童のうちのゼロ・1歳児が約92%を占めておりまして、次世代育成支援特別保育事業の中の低年齢児保育推進事業においては、県内の待機児童の解消に向けて取り組んできているところでございます、ゼロ・1歳児が全体の1割以上入所している保育所で、加配保育士を1名以上配置する市町に対して、本年までは同一基準で補助をさせていただいております。

平成25年度からは、県と市町の役割分担を踏まえつつ、待機児童解消に向けて効果的な取組を行っていきたいということで、次のとおり制度を見直すこととしました。

まず、公立保育所については市町において担っていただくものとして、補



助の対象外とさせていただきます。私立保育所については、これまで同一基準にしていたものを、待機児童数の状況に応じて10名以上を手厚くし、10名未満の単価と区分をして補助をすることとしました。なお、待機児童がない市町は対象外とさせていただきますが、市町への影響を考慮し、激減緩和策として待機児童数10名未満の単価を用いて3分の1という補助をすることになりましたので、例えばゼロ歳児ですと、現在5500円が待機児童ゼロの場合は1600円になるというふうな区分をさせていただいたところです。

待機児童の解消は喫緊の重要課題と捉えておりますが、厳しい財政の中で県内待機児童数減少となるよう、より効果的・効率的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市町において差が出ることを御理解いただきたいと思えます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） 最初の部分のお答えはいただいたように思います。ゼロ歳児5500円の補助が1600円に、あと、1歳児3300円が900円にというこの削減分の根拠というのは何かあるのでしょうか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 現行の待機児童数ゼロというところについて、待機児童を解消している市町でございますので、その部分を現行の5500円、10名以上になりますと現行の5800円ということで、たくさん待機児童がいるところに多く予算を配分して、待機児童の解消に効果的に取り組んでいきたいと考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） 説明はわかりましたけれども、その根拠が何かというところがわからないような気がいたします。

最初の問題に関して、これまでは同一的に補助をされていたところが、今回からは段階的に待機児童の数に応じて補助の額を変えていくということですが、それでも、これまで、例えば陰の待機児童がおるにもかかわらず、ゼロと上げているところも市町によってあるかもわかりません。仮にあったとして、ゼロと上げていただいて、保育を運営する中でそれ相応の努力をしていただ

いた保育所も多々あるような気がいたしております。

そんな保育所に対して、県は今回の減額で、待機児童が少しでも増えるということを懸念されるとしたら、逆に新しい対策なり代替策を考えていかなければならない立場にあるのかなというふうに思います。

ここでちょっと各市町の例を出させていただきます。低年齢児保育に関しては各市町によって考え方が違いまして、例えば四日市市の場合でございますと、1歳児の保育士配置基準を規定の6対1から4対1に引き下げ、そのかわりに市単でも1人当たり約2万5278円の補助が出されております。

しかし、全く市の補助がゼロの市町もございまして、例えば私の住んでいる鈴鹿市がそうなんですけれども、保育士配置基準を法定配置数以上の5対1とし、より頑張っている保育所も多々あります。

各市町の考えはそれぞれでも、これまで待機児童の有無にかかわらず低年齢児保育推進事業というのは平等に補助されてきたものであり、特にこういう改正になってきますと、各市町単位で市単の補助がないところの保育所に対しては、さらに厳しい状況で運営をしていかなければならないと、いう状況になると思いますので、その辺のところをもう一度見直していただく余地はないのかどうか、再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

**○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男）** それぞれの市町においては、様々な取組をしていただいていることは十分承知をいたしております。

例えば、年度途中に入所する低年齢児に対応できるよう職員配置基準以上に配置するとか、低年齢児を受け入れる私立保育所に運営費の加算をするという状況もございます。子ども・子育ての関係で国の新しい法律ができ、平成27年度からは各市町で保育所の計画をつくっていくということになっておりますので、平成25年度は私どもも市町と一緒にそれぞれの計画の支援をさせていただきたいと思っております。

さらに、市町が実施主体でございまして、平成25年度からは私立保育所に対して保育士などの処遇改善に要する経費を運営費に加えて補助する、3億8700万円余でございます、とか、国に対しても保育士の配置基準の引き上

げ等も要望してまいりたいと考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） 済みません。お答えをいただきました。

大体考えはわかるんですが、各市町によっていろいろ、保育という福祉に対して考え方に温度差があるように思いますので、その辺は県が指導をとってこれからも考えていっていただきたいと思うところでございます。

そして、今回、低年齢児保育推進事業、この減額でなぜ質問させていただいたかといいますと、もともとこの事業というのは、待機児童対策の補助ではないんです。あくまで低年齢児、ゼロ・1歳という大変難しい時期の児童をより安全に預かるためにつくられたというふうに私は聞いております。

なぜ今回そういった命の安全を確保するために創設された事業が待機児童型に変わったのかということも非常に疑問を持たざるを得ないというのが本当のところでございます。

また、仮に待機児童対策として今後考えていかれるようであっても、さきにお話をさせていただいたような、一番ゼロ・1という難しいところですので、待機児童が増える要因もかなりあるような気がいたします。

必ずしも補助金というお金があるから手厚い子育て保育ができるというわけでもないと思いますが、現実の保育士不足も解消されていない中、安心して子どもを預けて働きに出たいという親御さんもたくさんいるという思いを少しでも受け入れていただいて、頑張っている保育所も多々あるということも事実でございます。そのような保育所のためにもぜひこの補助事業の現状維持というか、そういうことを強く要望させていただきたいと思います。

次に入らせていただこうと思いましたが、あっという間に時間がなくなりました。雇用経済部所管の施策331、雇用への支援、職業能力開発、特に障がい者・高齢者雇用支援策という中で、障がい者委託訓練事業と就労の場開拓事業についてこれも減額になっておるところでございます。

本県においては、皆さん御存じだと思いますけれども、障がい者の雇用率、非常に低位を占めております。社会的弱者と言われる障がいをお持ちの方々

が就労意欲がありながらなかなか就職して続かないというような中で、この減額はいかなるものかなと思いますので、お考えだけ少しお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○雇用経済部長（山川 進） 障がい者委託訓練事業と就労開拓事業につきまして、訓練については、この事業費のところでは削減してありますが、実際の訓練については他の事業と組みかえておりますので、昨年と同程度にできると考えております。

また、就労の場開拓事業につきまして、主な減額は雇用者モデル創出事業で、今年度はそれを啓発するということで障がい者雇用を推進していきたいと考えております。

以上です。

〔21番 小林正人議員登壇〕

○21番（小林正人） よくわかりました。

部長の御回答にあったように、今年度も引き続き障がい者雇用対策を推進されますことをお願いして、時間が来ましたので私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 以上で、議案第1号から議案第74号までにに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○副議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第74号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
3 4	三重県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案
3 6	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
6 4	包括外部監査契約について
7 4	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件 名
3 3	三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案
3 5	三重県統計調査条例の一部を改正する条例案
5 3	三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
2 4	三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
2 5	三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
2 6	三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案
2 7	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案

28	三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
29	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例案
30	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
31	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案
32	三重県新型インフルエンザ等対策本部条例案
51	三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案
72	みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について
73	三重の健康づくり基本計画の策定について

#### 防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
54	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
59	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
63	三重県風致地区区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例案
69	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥棟（土木）建設工事）
70	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第3-1工区）管渠工事）
71	県道の路線廃止について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
55	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
61	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
1	平成24年度三重県一般会計補正予算（第8号）
2	平成24年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
3	平成25年度三重県一般会計予算
4	平成25年度三重県債管理特別会計予算
5	平成25年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
6	平成25年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
7	平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
8	平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
9	平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
10	平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
11	平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
12	平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
13	平成25年度三重県港湾整備事業特別会計予算

14	平成25年度三重県流域下水道事業特別会計予算
15	平成25年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算
16	平成25年度三重県水道事業会計予算
17	平成25年度三重県工業用水道事業会計予算
18	平成25年度三重県電気事業会計予算
19	平成25年度三重県病院事業会計予算
20	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例案
21	三重県国民体育大会運営基金条例案
22	みえ森と緑の県民税基金条例案
23	みえ森と緑の県民税条例案
37	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
38	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
39	職員の救慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例案
40	三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案
41	三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
42	三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
43	三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
44	三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
45	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案



4 6	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
4 7	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
4 8	三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例案
4 9	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
5 0	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
5 2	みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
5 6	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
5 7	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
5 8	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
6 0	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
6 2	警察職員の救慰に関する条例の一部を改正する条例案
6 5	防災関係建設事業に対する市町の負担について
6 6	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
6 7	国営宮川用水第二期土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
6 8	土木関係建設事業に対する市町の負担について

## 先議議案の審査期限

○副議長（舟橋裕幸） この際、お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号は先議いたしたいとのことで、会議規則第36条第1項の規定により、本日中に審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

明5日は定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時54分散会